

総務常任委員会会議録			
日 時	令和6年 6月25日（火）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 6時01分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	松岩委員長、小池副委員長、白川・松井・佐々木各委員		
説 明 員	総務・総合政策・財政・教育各部長、消防長、 固定資産評価審査委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、本日は人事異動後初の委員会でありますので、異動した説明員の紹介をお願いいたします。
(説明員紹介)

○委員長

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。
(説明員退室)

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。
本日の会議録署名員に、白川委員、松井委員を御指名いたします。
付託案件を一括議題といたします。
この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。
「固定資産評価審査決定取消請求控訴事件の判決に対する上告受理申立てについて」

○固定資産評価審査委員会事務局長

固定資産評価審査決定取消請求控訴事件の判決に対する上告受理申立てについて御報告させていただきます。
資料を御覧ください。
まず、「1 事件の概要」でございます。

原告は、平成30年9月に公売で取得した本件家屋の令和3年度家屋課税台帳に登録された価格が高過ぎるとして、令和3年5月27日付で小樽市固定資産評価審査委員会に審査の申出をしました。これに対し、審査委員会が令和4年3月8日付で、当該登録価格は適正として、審査の申出を棄却する決定をしたところ、原告はこの決定を不服として、同年5月27日付で、この決定のうち3,900万円を超える部分を取り消すことを求める訴訟を提起しました。令和5年10月4日に一審の判決があり、審査委員会の決定を取り消すとの判決であったため、同月17日付で市が控訴したところ、本年4月19日に控訴審の判決があり、控訴を棄却するとの判決であったため、市は本年5月1日付で上告受理申立をしました。

次に、「2 控訴審判決の理由（概略）」でございます。

評価基準の「天災、火災その他の事由により当該家屋の状況からみて経過年数に応ずる減点補正率によることが適当でないと認められる場合」には、「客観的事情から見て通常の維持管理を行う場合に生じる損耗を超える損耗が生じていることが明らかな場合」を含むと解するのが相当であり、本件家屋の状況は、客観的事情から見て通常の維持管理を行う場合に生じる損耗を超える損耗が生じていることが明らかな場合というべきであるため、損耗減点補正率を適用しなかった違法があるというものでした。

次に、「3 上告受理申立ての理由（概略）」でございます。

判決が、評価基準の「天災、火災その他の事由により当該家屋の状況からみて経過年数に応ずる減点補正率によることが適当でないと認められる場合」を、「客観的事情から見て通常の維持管理を行う場合に生じる損耗を超える損耗が生じていることが明らかな場合」と解釈しているのは誤りであり、本件家屋の17年間空き家状態であったことによる損耗は、経年によって一般的に生ずる損耗であるため、評価基準の「天災、火災その他の事由により当該家屋の状況からみて経過年数に応ずる減点補正率によることが適当でないと認められる場合」に該当するとは言えない。

また、判決の解釈であれば、評価基準の「天災、火災その他の事由により当該家屋の状況からみて経過年数に応ずる減点補正率によることが適当でないと認められる場合」に該当する可能性のある家屋の範囲が大きく広がることになるが、損耗減点補正率を判定するためには家屋の内部まで調査をする必要があり、大量、迅速に評価を行う

固定資産評価実務においては非現実的であり、固定資産評価実務に混乱を生じさせるというものです。

○委員長

「職員提案制度の状況について」

○（総務）職員課長

職員提案制度に関する令和3年度以降の状況について御報告いたします。

報告資料を御覧ください。

まず、「1 制度の概要」ですが、市政全般について、職員の自由な発想による提案を広く求めるとともに、職員が業務の改善に取り組むことを通じて、事務能率の向上、職員の能力開発、勤労意欲の高揚を図り、行政運営の向上と職員参画の推進に資することを目的として、平成10年から実施しております。

令和3年度に、業務改善・自由提案の二つの区分や提案推進月間を設けるなど提案制度が活性化するようにリニューアルし、提案内容は庁内に共有するとともに、自由提案については、担当部署にて実施の可否を検討の上、可能なものは実施に向けて取り組むこととしております。

また、優秀な提案については、職員投票や審査委員会での審査を経て、提案者を表彰し、褒賞の授与を行っているところであります。

次に、「2 提案の区分」ですが、職員が自主的に行った業務に関する改善結果を報告する業務改善と、具体的な事務事業に関するアイデアを募る自由提案の二つに分けて実施しております。

次に、「3 提案の状況」ですが、制度ができた平成10年以降、令和2年度までの間の累計提案件数は計6件でしたが、令和3年度のリニューアル以降、記載しているとおり、提案件数が増加しております。

次に、「4 これまでに実施した主な取組」ですが、記載のとおり、業務改善区分では、議会ICTの推進やLOGOフォームの活用など、自由提案区分では、各課担当業務一覧のポータルサイト掲載による担当部署の明確化や本庁舎別館（消防庁舎側）の階数表示などが実現しております。

職員提案制度は、業務改善の推進や職員のチャレンジの推奨などに有効な制度であると考えておりますので、今後も提案推進月間においてテーマを絞り募集するなど、提案が活発になされるよう工夫しながら制度を推進してまいりたいと考えております。

○委員長

「災害時等における職員の参集方法の変更について」

○（総務）災害対策室安藤主幹

災害時等における職員の参集方法の変更について御報告いたします。

現状、夜間・休日において、災害が発生したまたは災害が発生するおそれがある場合の職員の参集方法につきまして、各部署が非常時連絡網を作成し、職員が電話により参集の連絡を行っております。

今後の職員参集方法につきましては、能登半島地震を踏まえ、総務部災害対策室が契約している登録制メール（音声・メール）の自動配信機能及び消防本部が所有している順次指令システム（音声）を利用した参集方法に変更いたします。

参集が必要な職員に対しては、災害対策連絡室の職員には登録制メールの音声・メール及び順次指令システムの音声で、管理職には登録制メールの音声・メールで、係長職、係員には登録制メールのメールによる参集の連絡を行います。これにより職員の参集が明確になること、速やかな職員参集が図られること等から、迅速な災害対応につながるものと考えております。

運用につきましては、令和6年7月1日からの実施を予定しております。

○委員長

「第4次北しりべし定住自立圏共生ビジョンの策定について」

○（総合政策）企画政策室赤井主幹

第4次北しりべし定住自立圏共生ビジョンの策定につきまして資料に基づき御説明いたします。

初めに、「1 北しりべし定住自立圏の形成と共生ビジョンの目的、経過について」です。

北しりべし定住自立圏の形成は、人口減少や少子高齢化が進む北後志圏域における共通の課題解決に向けて、中心市宣言を行った小樽市と近隣の5町村との間で定住自立圏形成協定を締結し、相互の役割分担と連携の下、魅力あふれる圏域を創造するための取組です。

また、共生ビジョンは、圏域の将来像を提示し、その実現に向け、各市町村の協定に基づく具体的な取組を推進するため、小樽市が、民間や地域の関係者を構成員とする懇談会での検討や各近隣町村との協議を経て策定するもので、平成22年11月に第1次共生ビジョン、令和2年3月に現在の第3次共生ビジョンを策定しております。

次に、「2 北しりべし定住自立圏共生ビジョンの概要について」は、圏域の将来像を「魅力あふれる自然環境と歴史・文化が調和し、人、もの、情報が交流する圏域」としまして、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の三つの分野により様々な取組を行っているところでございます。

最後に、「3 第4次北しりべし定住自立圏共生ビジョンの策定について」ですが、現行の第3次ビジョンの最終年となる今年度に第4次ビジョンの策定を行います。スケジュールにつきましては、8月をめどに各自体内や自治体間でのたたき台の作成、9月から11月に懇談会を開催し、改定案を作成し、12月にパブリックコメント、来年1月から3月に市町村長会議において決定し、議会報告、公表を行う予定です。

なお、共生ビジョンの取組内容の見直しにより、定住自立圏形成協定の変更を伴う場合には、議会の議決をいただくこととなります。

○委員長

「総合計画と総合戦略の一体化について」

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

総合計画と総合戦略の一体化について御報告いたします。

本市では、まち・ひと・しごと創生法の第10条に基づき、令和2年7月に第2期小樽市総合戦略を策定し、中期的な地方創生、人口減少対策に関する目標や施策について取組を進めているところです。第2期小樽市総合戦略の計画期間は令和6年度末であることから、次期総合戦略の在り方について庁内で検討いたしました。

その結果、目標や重要業績評価指標、KPIが設定されるなど一定の要件を満たすことにより、総合計画と総合戦略を一つのものとして策定することが可能であること。また、小樽市総合計画基本計画と小樽市総合戦略は、施策の内容や指標が共通していることから、今年度の基本計画の見直し時に、小樽市総合戦略として必要な事項を盛り込むことで一体化し、より分かりやすい計画にするとともに、策定作業や進捗管理の効率化を図ることといたしました。これにより、地方創生・人口減少対策を含む各施策を効果的・効率的に推進してまいります。

なお、次期小樽市総合戦略を兼ねることとなる小樽市総合計画基本計画につきましては、令和6年第4回定例会にて最終案を御報告できるように進めてまいります。

○委員長

「小樽市強靱化計画の改定について」

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

小樽市強靱化計画の改定について御報告いたします。

資料の「1 計画の概要」ですが、本市の強靱化計画は令和2年度に策定され、平時の備えを中心に、まちづくりの視点も併せたハード・ソフト両面での包括的な計画としての性質を持ち、小樽市地域防災計画と密接な関係にあります。現行の推進期間は6年度までで、今後も本市の防災・減災の指針として必要であること、また、国土強靱化に関連した国の交付金・補助金について、本計画登載の要件化に引き続き対応するため、令和6年度中に改定

を行います。

なお、基本的には時点修正を中心とした改定とする予定です。

「2 改定の体制」ですが、令和2年度の当初策定時と同様に庁内会議を設置し、意見・助言等を求めるアドバイザーについては、研究機関、関係行政機関の方に依頼する予定であります。

「3 スケジュール」ですが、7月から8月に現行計画の進捗確認、修正内容の各部照会、9月から11月に改定素案作成、アドバイザーの意見聴取、12月から1月に改定原案決定、パブリックコメント実施、2月から3月に改定案決定、第1回定例会で議会報告、令和6年度内に策定といったスケジュールを考えております。改定に当たっては、北海道の計画改定などを参考に進めてまいります。

2ページ目からの参考資料は現行計画の概要です。基本目標、想定するリスク、リスクシナリオと施策プログラムは、記載のとおりとなっております。

○委員長

「使用料及び手数料の見直しについて」

○（財政）佐藤主幹

使用料及び手数料につきましては、受益者負担の適正化を図るため見直しを行ってきており、前回は令和元年度に見直して、2年度に改定を行ったところですが、これまで本市では、おおむね4年ごとに見直すこととしており、今回は5年度に見直して、6年度改定を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設利用者の大幅な減少からの回復状況が見通せなかったことなどから、1年先送りすることとし、7年度に向けて今年度に見直しを行うものです。

なお、この見直しにつきましては、昨年12月に策定した小樽市中長期財政収支計画においても、令和7年度予定としております。

「1 見直しの考え方」につきましては、全体の基本的な考え方としまして、これまで同様に道内主要都市の平均をベースとするものであり、前回検討した施設利用料に係るコスト計算につきましては、ここ数年のコロナ禍による利用実績の落ち込みを踏まえ、今回は行わないものとしております。

個別の検討としましては、冷暖房料は前回同様、実費負担の考え方により検討を行い、その他年齢等による利用者区分などにつきましては、必要に応じ個別に検討することとしております。

この見直しにより改定となる料金につきましては、令和7年4月1日からの実施とし、関係条例の改正案は、本年第4回定例会に提案を予定しております。

○委員長

「任用前の教員の担任業務及び授業の実施について」

○（教育）教育総務課長

任用前の教員の担任業務及び授業の実施について御報告いたします。

本年4月に小樽市立小学校において、欠員補充のため4月15日付で臨時的任用の教員が任用されましたが、任用前の4月8日から12日まで、小学校免許が交付される前の状況で担任業務及び授業を行っていたものであります。

本件については、この学校の前任の校長と現在の校長の引継ぎが不十分で、現在の校長がこの教員の任用日を錯誤していたため起こったものであり、結果として、この教員が単独で授業を行った国語2時間、特別活動3時間、総合的な学習の時間1時間の計6時間が未修扱いとなったものです。

このため、5月9日に全校児童の保護者を対象とした説明会を開催し、校長及び市教委から保護者に謝罪するとともに、未履修となった授業について校長からは、各教科で決められている標準授業時数を上回る年間計画を立てており、時間割を変更することなく未履修分を1学期中に回復することができることなどを説明しております。

現在、本件における責任の所在を明らかにするため、北海道教育委員会に事故報告書を提出しており、その結果

を経て今後の対応を検討してまいります。

また、本件については、教職員の任用日についての情報が関係者の間で正確に共有されていなかったことから生じたものであり、再発防止に向け正確な情報共有を図るため、連絡方法や確認方法等を検討してまいります。

○委員長

「小樽市いじめ防止基本方針の改定について」

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

小樽市いじめ防止基本方針の改定について御報告させていただきます。

まず、今回の改定の経緯につきましては、資料1の1ページに記載しておりますが、平成25年6月にいじめ防止対策推進法が成立したことから、平成27年3月に小樽市いじめ防止対策推進条例を制定するとともに、条例第11条の規定に基づき、同年4月に小樽市いじめ防止基本方針を定めております。

本市の基本方針は、令和元年5月に道の改定に合わせて改定されておりますが、北海道では、いじめの問題への取組のさらなる充実に向けて、道と市町村及び国が一層連携して迅速かつ組織的な対応を徹底するとともに、学校間、地域間の連携を深め、児童・生徒に関わる全ての人々が共通の認識を持っていじめの防止等の取組を推進する必要があるため、令和5年3月に北海道いじめ防止基本方針の一部を改定しております。

いじめの問題につきましては、他市においていじめの重大事態が発生し、社会的に関心が高いこと、本市のいじめ防止対策推進条例第5条においては、「いじめ防止対策について、本市の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することを認識し、次に掲げる措置を講ずるものとする。」とされていることから、道や他市の改定の状況を踏まえて、本市の基本方針を改定することといたしました。改定した文言につきましては、国や道の基本方針やガイドラインに準じた内容となっております。

資料1につきましては、このたび改定する小樽市いじめ防止基本方針（案）となっており、朱書き、下線部の部分が今回、新たに加えたり、変更したりした部分となっております。資料2につきましては、今回の改定の新旧対照表であり、右側が現行の基本方針、左側が今回改定する基本方針となっております。資料3につきましては、いじめ防止基本方針に関する関係条文、資料4につきましては、基本方針の改定作業について、資料5につきましては、基本方針改定の概要となっております。

それでは、今回の改定の概要につきまして、資料5に基づいて御説明させていただきます。

「第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方」につきましては、担任1人が抱え込まず、校長のリーダーシップの下、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めること、いじめの問題に迅速に対応するため、「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識を持って積極的にいじめを認知することなどについて新たに記載してございます。

「第2章 いじめの防止等のために小樽市が実施する施策」につきましては、望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組の充実、児童・生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならない「生命（いのち）の安全教育」の推進、「性的マイノリティ」とされる児童・生徒や「多様な背景を持つ児童生徒」に対して適切な支援を行うとともに、児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行う取組の推進、児童・生徒に周囲に援助を求めることの重要性を理解させる取組の推進などについて新たに記載してございます。

「第3章 いじめの防止等のために市立学校が実施すべき施策」につきましては、いじめを発見したときの連絡相談窓口等の周知、管理職がリーダーシップを取り教職員の心理的安全性を確保し、情報共有を行いやすい環境の醸成、児童・生徒の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるための個と集団への働きかけなどについて記載してございます。

「第4章 重大事態への対処」につきましては、「児童生徒の生命又は身体に現に被害が生じている、正に被害が

生ずるおそれがあると見込まれる場合等は、市長の判断により、緊急に総合教育会議を開催し、講ずべき措置について教育委員会と十分な意思疎通を図り、一体となって取り組むための協議・調整を行うことができる。」ことを新たに記載してございます。

小樽市いじめ防止基本方針の改定に係る今後の進め方につきましては、既に小樽市教育委員会、市長部局の関係部署や小樽市いじめ防止対策審議会委員、各小・中学校にも意見をお聞きして修正しておりますので、この後、7月1日より30日間パブリックコメントを実施して市民の皆様からも御意見をいただき、8月の教育委員会定例会において議決し、市長の決裁をいただいた後、市議会第3回定例会、総務常任委員会で御報告させていただく予定であります。

○委員長

「学校給食の食物アレルギー対応について」

○（教育）学校給食センター主幹

学校給食の食物アレルギー対応について御報告いたします。

現在、学校給食の食物アレルギー対応は、卵アレルギーとアレルギー表示28品目のうち、卵を除く27品目の対応をしております。アレルギー表示28品目につきましては、資料、括弧内の表示義務・表示推奨している食材となっています。

卵アレルギーの対応につきましては、給食の献立から卵を除去して提供、また、除去した卵料理の代わりに代替食を提供する対応をしております。

資料の四角の中の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」が示すアレルギー対応分類では、レベル1から4の対応をしています。

アレルギー表示28品目のうち、卵を除く27品目の対応につきましては、給食の詳細な献立表を事前に保護者へ提示し、給食を食べるか食べないの判断をしてもらい、自己除去、一部お弁当持参の対応をしています。学校で給食を喫食する際に保護者が事前にチェックした詳細な献立表の内容と配食内容を、教職員により誤配がないことを確認し提供しています。分類ではレベル1、2の対応しています。

新たに2学期から始める取組内容は、給食提供食材から、アレルギー表示28品目のうち卵を除く27品目のアレルギー症状が重篤な場合が多い食材や使用頻度が少なく栄養価に大きく影響しない食材のそば、落花生、クルミ、アワビ、イクラ、カシューナッツ、アーモンド、マカダミアナッツ、キウイ、山芋を2学期より完全除去することといたしました。

この対応による効果として、食物アレルギー対応なしで給食を食べることができるようになる児童・生徒は100名中13名で、アレルギー原因食材を複数持っている児童・生徒は、延べ数で269名中109名が食べられるようになります。

また、保護者が毎月チェックする詳細な献立表の確認がなくなり、年1回の食物アレルギー対応申請書と医師による学校生活管理指導表の提出のみとなり、保護者負担の軽減にもつながります。特にナッツや木の実類は、重篤なアレルギー症状を発症するケースが多く、家庭でアナフィラキシーショックを起こしたことがある児童・生徒延べ44名中、ナッツや木の実を含む完全除去食材10品目による児童・生徒は7名となっており、学校にエビペンを持参している児童・生徒17名中、ナッツや木の実を含む完全除去食材10品目による児童・生徒は6名となっております。

この取組を開始することで懸念される事項としましては、学校給食で10品目の食材を食べる機会がなくなってしまうということがあります。10品目の完全除去により、これらの食材の食物アレルギーの児童・生徒が、みんなと同じ給食を食べることができるようになり、給食についても、より安全で安心なものを提供できるようになると考えております。

○委員長

「新総合体育館事業者選定業務スケジュールについて」

○（教育）近藤主幹

新総合体育館事業者選定業務スケジュールについて報告いたします。

資料を御覧ください。

資料の表の一番左は、令和6年度から7年度にかけて実施する事業者選定業務のスケジュールで、左から2番目が、市の附属機関である小樽市新総合体育館整備PPP／PFI事業者選定委員会、左から3番目が、市長も参加する庁内検討機関である公共施設等マネジメント検討委員会、次に議会と続いておりまして、それぞれの関係を示しております。

まず、左から2番目にある事業者選定委員会について少し触れますが、この委員会は、学識経験者と関係する市の職員で構成され、市長の諮問を受けて、事業者を審査・選定する委員会になります。現在、設置に向けて準備を進めているところで、第1回委員会で正式に委嘱する予定となっております。

次に、表の一番左の事業者選定業務を順に説明してまいります。

本業務は、DB方式、デザインビルド方式と言いまして、設計と施工を一括で発注する方式を取りますが、本市にとっては初の導入となります。5月中旬に業務を支援していただくコンサルタント会社と契約し、2回の選定委員会を経て、まずは9月下旬に公表する実施方針案、それから要求水準書案の作成を進めてまいります。

ここで、公表する実施方針と要求水準書について少し触れますと、実施方針とは、入札説明書の原案に当たるもので、公表後に事業者の意見を反映して、最終的には入札説明書に差し変わります。

また、要求水準書は仕様書に当たるものですが、仕様書に比べますと記載内容は最低限の水準にとどめ、このことにより民間の発想を活用した事業者提案を促すものでございます。

通常の入札ですと、こうした書類は入札公告後に公表しますが、こうした民間活力を導入した手法では、原案の段階から公表し、事業者の意見を取り入れながら要求水準書等を定めるとともに、早期に発注者の意思を公表することにより、事業者側も早期から入札に参加する準備をすることができるものでございます。

スケジュールに戻りますが、9月に実施方針案等を公表後、この案について事業者と対話を繰り返し、その意見を反映した上で入札説明書と要求水準書を作り上げ、本年12月の市議会第4回定例会で債務負担を設定し、1月から入札公告を行います。そして、年度が替わりました令和7年4月には参加表明書の提出を受け、6月には提案書類の提出を受けます。そこから選定委員会を2回開催し、落札者を決定いたします。こうして落札者決定後、11月に仮契約、12月には本契約に係る議決をいただき、1月に本契約を締結いたします。

以上が全体の流れですが、この間、選定委員会は計5回開催する予定ですが、これらを開催する前には、庁内検討機関である公共施設等マネジメント検討委員会を開催し、市の他部局との調整を図ります。

一方、市議会につきましては、各定例会時点での事業の進捗状況について随時御報告させていただく予定でございます。

○委員長

「重要文化財（建造物）旧日本郵船株式会社小樽支店保存活用計画の策定について」

○（教育）生涯学習課長

重要文化財（建造物）旧日本郵船株式会社小樽支店保存活用計画の策定について御報告いたします。

資料を御覧ください。

第1回定例会の総務常任委員会では、今年度を実施する展示改修などに文化庁の補助金を充てるためには、個別の文化財保存活用計画の策定が義務づけられていることから、本計画の準備を進めている旨を御説明いたしました。このたび保存活用計画を策定しましたので、概要版により御報告いたします。

本計画の策定の目的は、重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店の保存・活用を計画的に推進するため、建造物の現状と課題などを把握し、文化財的な価値を明らかにした上で、リニューアルオープンに向けた活用の方向性を示すとともに、公開活用上の諸手続を明確化する目的で策定するものとしております。

「第1章 計画の概要」ですが、計画期間は5年間とし、施設公開後に内容の見直しを検討予定です。

また、建物の概要と文化財的価値については、明治39年に竣工した建物の概要と、昭和31年から小樽市博物館として活用されていたこと、昭和44年に重要文化財の指定を受けたこと、昭和59年から保存修理工事を行い、昭和62年の工事完了後、重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店として公開されてきたこと、この工事から30年以上がたち、老朽化が進行していたということで、令和2年度からの保存修理工事では、耐震補強、屋根の全面ふき替えのほか、石材や内装の補修が行われていることなどを記載しております。計画区、基本方針については記載のとおりです。

続いて、「第2章 保存管理計画」ですが、保存管理の基本方針は、保存修理工事完了時の姿を維持していくことを基本とし、重要文化財の範囲について部分及び部位を設定し、保護の方針を定めることにしています。ここでは部位の設定を記載していますが、建造物の部材の中で、材料自体の保存を行うべき部位を基準1など主な部材を5段階に分類し、本編では一覧表や写真などで細かく整理しております。

管理計画については、学芸部門を除き指定管理者制度の活用を検討することとし、部位設定の基準4または5に該当する部分のうち、軽微な補修や調整などは、維持管理行為として修理届を要さないものにするを文化庁と協議を行った上で整理しております。

「第3章 環境保全計画」では、重要文化財の建物だけでなく計画区域全体の方針を定めています。区域の区分では、重要文化財がある部分を保存区域、公開していないボイラー室や指定範囲外の附属舎などを保全区域、専用駐車場の敷地などをその他区域とすることを整理しております。

「第4章 防災計画」では、防災上の課題等の整理を行っています。防火設備の現状と問題点としては、小屋裏に設置されている差動式スポット型感知器という温度の上昇を感知するものを早期に火災を感知できる煙式の感知器へ更新すること、操作に2人以上を要する現在の消火栓を1人でも操作が可能な消火栓に更新することなどが挙げられ、防災設備計画として、今後の公開活用に向け、文化庁の指針に準拠した設備への更新を計画することなどを記載しております。

「第5章 活用計画」については、公開活用の基本方針としては、文化財の価値と魅力を、より幅広い年代層や外国人を含む観光客に理解してもらえるよう展示解説方法等を工夫するだけでなく、建造物を活用した催しが開催できるよう、引き続き一般公開を行うなどとしております。

また、公開計画と活用計画については、文化財の価値や魅力を分かりやすく伝えるための工夫として、保存修理工事の解説や多言語での解説等の追加を検討することや、エレベーターの設置が困難であることから、1階にいながら2階の様子を見てもらえるようなデジタル技術を活用した展示の導入を検討すること、1階営業室などのスペースをイベントや事業で活用しやすいよう移動可能な什器によって構成することなどを記載しております。

最後に、「第6章 保護に係る諸手続」では、文化庁長官の許可を必要とする手続や文化庁長官への届出を必要とする手続について整理しております。

○委員長

「オタモイ支署蘭島支所の廃止について」

○（消防）総務課長

オタモイ支署蘭島支所の廃止について、お配りした資料に基づき御説明いたします。

1 ページ目を御覧ください。

「1 蘭島地区の消防体制の現況」についてとなります。

本市の消防体制は、国が定める「消防力の整備指針」に基づいて消防署所、車両及び人員を整備していますが、同指針により消防署所の設置を必要とする市街地に該当しない蘭島地区については、当該地区の地勢、道路事情などを踏まえ、昭和33年から消防署所を維持してきたところであり、令和4年度からはオタモイ支署から消防車両と職員を蘭島支所に毎日派遣する体制として現在に至っております。

「2 蘭島支所の廃止の判断」となります。

消防本部では、令和2年度に策定した第3次小樽市消防長期構想において、蘭島地区の消防体制の在り方を検討し、次に説明する三つの要件とオタモイ支署に消防力集約の効果を考えあわせ、令和6年度をもって蘭島支所を廃止する判断に至りました。

「3 蘭島支所の在り方を検討する要件」となります。

(1) 忍路・塩谷防災の完工、(2) 防災行政無線の整備、(3) 消防団活動の強化、以上が消防力を補完する体制として整った状況となりました。

2ページ目を御覧ください。

「4 消防力集約」についてとなります。

現在、蘭島支所庁舎に毎日派遣している人員をオタモイ支署に集約することにより、連携が図られた部隊活動による火災や災害への対応のための消防部隊2隊と、この他に専任化された救急隊1隊が編成可能な消防体制となります。

「5 今後のスケジュール」についてとなります。

7月から8月にかけて、蘭島地区で住民説明会を開催し、蘭島支所の廃止の経過とオタモイ支署の消防力集約の効果などを説明する予定であります。

なお、住民説明会の対象となる町内会は、蘭島町会、忍路町会、忍路土場町内会、桃内町内会、以上、四つの町内会でございます。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第5号について」

○（総合政策）企画政策室赤井主幹

議案第5号小樽市自治基本条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

本条例第36条の規定に基づき、5年を超えない期間ごとの条例が小樽市のまちづくりに適しているかどうかの検討を行った結果、第20条に経営の視点を取り入れた計画的な行政運営に努めることを明記するとともに、第31条において、市民にも、訪れる人にも、魅力的なまちづくりを進めることを明確にするほか、第7条に引用法令の追加等を、附則で関係条例の整備を行うものであります。

なお、施行期日は、第7条は公布の日、そのほかは令和6年10月1日としております。

○委員長

「議案第6号について」

「報告第1号について」

○（財政）市民税課長

説明の順番が前後いたしますが、先に、報告第1号小樽市税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について御説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律が公布されたことを受けまして、4月1日から施行される関係分について、小樽市税条例の一部を改正し、3月30日に専決処分したものです。

主な改正点は2点ございます。

1点目は、個人住民税についてですが、本年1月1日の能登半島地震災害に係る雑損控除の特例を新設したほか、令和6年度分に限り特別税額控除、いわゆる定額減税を行うこととし、それに係る規定を整備したものです。この定額減税は、令和6年度分の個人住民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施するものです。

2点目は、固定資産税及び都市計画税についてですが、土地に係る税負担の激変を緩和するための負担調整措置を継続するほか、特定事業所内保育施設に係る特例措置の期間終了に伴う特例率を定める規定の削除、新築の認定優良住宅に係る固定資産税の減額措置における申告手続の見直し、特別土地保有税の課税の特例を継続したものです。このほか、引用条項の修正等、所要の改正を行っております。

続きまして、議案第6号小樽市税条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

こちらは、今、説明させていただきました専決処分をさせていただいた4月1日施行分以外の税制改正の残りの部分になりまして、主な改正点が2点ございます。

1点目は、固定資産税及び都市計画税についてですが、令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得・整備したものに係るわがまち特例の新設に関しまして、新たに取得した木質または農業残渣に係るバイオマス発電設備で、出力1万キロワット以上、2万キロワット未満のものに係る固定資産税の課税標準額を価格の7分の6とするほか、都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業により整備された一定の滞在快適性等向上施設等の固定資産税及び都市計画税の課税標準額を価格の2分の1とするものです。

なお、現在のところ、小樽市内において該当する設備・施設はありません。

2点目は、軽自動車税についてですが、身体障害者等に対する減免につきまして、前年度減免を受けた者が、翌年度も引き続き減免を受けようとするときに、市長が認めたものについて減免申請を簡素化するものです。このほか引用条項の変更等、所要の改正を行っております。

○委員長

「議案第9号について」

○（教育）総合博物館副館長

それでは、議案第9号小樽市重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

同館におきましては、再オープンに向けて重要文化財の維持・管理を適切に行うことができ、かつ集客力を高めることが重要であることから、民間のノウハウにより、効率的かつ確実な事業運営を行うため、指定管理者制度を導入するため、それに合わせた条例改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容についてですが、まずは、改正前の第3条から第5条は、同館の運営に関する条項ですので、指定管理者制度を導入することにより不要になるため、第3条につきましては、指定管理者に関する規定に変更いたします。

具体的には、第3条において、旧日本郵船の管理について指定管理者に行わせる旨を規定し、次に、第4条では、指定管理者の指定期間を5年以内にするのを、第5条では、指定管理者が行う業務について、旧日本郵船の入館に関する業務、建物等の管理に関する業務を規定しております。

続きまして、改正前の第6条を繰り下げて第7条とし、新しく第6条として、従来は規則で規定しておりました開館時間等を条例に組み入れます。これは、他の指定管理者を導入している施設に関する条例と同様の規定とするためでございます。

参考までに、開館時間につきましては、小樽市総合博物館と同様になっております。

次に、附則の第2項として、指定管理者が管理できない場合において、本来指定管理者が行うべき業務を教育委員会が行う旨を規定しております。

それ以外の改正につきましては、改正に伴う条ずれや文言の修正など所要の改正となっております。

なお、施行期日は令和7年4月1日となっております。

○委員長

「議案第13号について」

「議案第14号について」

「議案第15号について」

○（教育）施設管理課長

議案第13号から議案第15号にかけまして、工事請負変更契約について御説明いたします。

初めに、議案第13号でございます。

これは、小中学校校舎冷房設備設置工事（忍路中央小ほか9校）におきまして、本工事施工に当たり、昨年10月時点における令和6年度の学級編制予測から、4月からの新年度学級編制に合わせた機器数の変更、外部作業を枠組み本足場から高所作業車仕様に変更、工事請負契約約款第25条第6号の規定による協議変更が必要になったことに伴い、請負金額を1億7,710万円から1億7,586万8,000円とする工事請負変更契約を、契約の相手方であります丸コ・伴共同企業体と締結するものであります。

次に、議案第14号でございます。

これは、小中学校校舎冷房設備設置工事（花園小ほか8校）におきまして、本工事施工に当たり、昨年10月時点における令和6年度の学級編制予測から、4月からの新年度学級編制に合わせた機器数の変更、外部作業を枠組み本足場から高所作業車仕様に変更、週休2日設定工事の適用による変更、工事請負契約約款第25条第6号の規定による協議変更が必要になったことに伴い1億6,170万円から1億6,428万5,000円とする工事請負変更契約を、契約の相手方であります、加藤・三央共同企業体と締結するものでございます。

最後に、議案第15号でございます。

これは、小中学校校舎冷房設備設置工事（桜小ほか8校）におきまして、本工事施工に当たり、昨年10月時点における令和6年度の学級編制予測から、4月からの新年度学級編制に合わせた機器数の変更、外部作業を枠組み本足場から高所作業車仕様に変更、週休2日設定工事の適用による変更、工事請負契約約款第25条第6号の規定による協議変更が必要になったことに伴い1億6,692万5,000円から1億7,020万5,750円とする工事請負変更契約を、契約相手方でございます、山吹・コマツダ共同企業体と締結するものでございます。

○委員長

「議案第16号について」

○松井委員

提案者を代表して、議案第16号小樽市非核港湾条例案の提案理由を説明申し上げます。

核兵器禁止条約の批准国が70か国を超える中、ウクライナやガザなどで戦争の緊張、核兵器使用の威嚇の危険は高まっています。

昨年5月に行われたG7広島平和サミットで原爆資料館を訪れたアメリカのバイデン大統領は、「この資料館で語られる物語が、平和な未来を築くことへの私たち全員の義務を思い出させてくれますように。世界から核兵器を最終的に、そして、永久になくせる日に向けて、共に進んでいきましょう。信念を貫きましょう！」と記帳したということです。

ところが、今年の5月、アメリカで爆発を伴わない核実験が行われました。それに対し、日本政府は抗議をするどころか容認、擁護する姿勢を取りました。アメリカの核戦略に縛られ、核抑止力論にしがみつく日本政府の姿勢が問われます。

核抑止力論とは、いざとなれば核兵器を使用することが前提となった議論です。日本政府に求められるのは、被

爆国にふさわしい自主的外交です。日本政府の政治的決断を後押ししていくためにも、地方から核兵器廃絶の世論を高めていくことが重要です。核兵器廃絶平和都市宣言を行っている小樽市から発信していきましょう。本条例案はそのための条例となります。

各会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○委員長

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員退室)

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、公明党、立憲・市民連合、自民党、みらい、共産党の順といたします。

公明党。

○白川委員

○旧日本郵船株式会社小樽支店の今後の活用について

先に、旧日本郵船の今後の活用について伺いたいのですけれども、休館前の年間来場者はどれくらいいたのか、お聞かせください。

○（教育）総合博物館副館長

ただいま御質問のありました休館前の過去3年間の平均なのですが、休館したのは平成30年度の途中からになりますので、その数字を入れると少しおかしくなりますから、平成29年度から前の3年間ということで出させていただきます。29年度から27年度までの3年間平均では1万727人となっております。

○白川委員

そこから、今後、保存活用を通してどれぐらいの集客を見込もうとしているのでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

令和7年4月の再公開以降は約2万人を見込んでございます。これについては、展示リニューアルに加え、指定管理者による自主事業として想定している会議やお茶会等の貸室事業、コンサートなどへの活用や、そのほか民間の発想を生かした独創的な事業のほか、今後、推進していく展示物の多言語化によるインバウンドの取組などを見込んでおり、昨今の北運河地区での他施設の取組の活発化と合わせ、入館者は相当数増加すると見込んでおります。

○白川委員

活用の部分で、従来の発想にとらわれない新たな管理・運営方法の確立とあったのですが、他市でもやっていないような全く新しいことをやるのか、それか今まで小樽になかったものを他市を参考にして進めるのか、どちらの意味合いになるのでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

旧日本郵船株式会社小樽支店におきましては、北運河に立地しており重要文化財であることと、北運河の観光拠点となり得るものであることを考えながら、より市民、観光客に喜ばれることを指定管理者と共に今後、検討してまいりたいと考えてございます。

○白川委員

ということは、他市を参考にせずに全く新しいことをやるという意味合いでいいのでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

全く新しいことをやるのか、それとも他市と似たようなことをやるかというのは、今後、指定される指定管理者と共に協議していくことでありまして、現在でそこまで細かいところは決定してございません。

○白川委員

方向性が早めに決まることがいいのかと感じております。

活用の方向性について、活用例も出ていたのですけれども、1階でコンサートと書いていました。今回は耐震補強工事とのことだったので、旧日本郵船はもともと音響とか、防音の設備というものはしっかりされていたのでしょうか。コンサートの形式が少しイメージしづらかったので、こういったコンサートを想定されていたのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

旧日本郵船株式会社小樽支店の建物におきましては、重要文化財であることから、防音工事など躯体に手をつける工事はできないため、現行のままお使いいただくことになります。

現時点では、大きな音を出すようなことは想定しておらず、建物の雰囲気に合わせてバイオリンといった弦楽器などのステージを想定しております。

○白川委員

ちなみに、現時点で定期的に使用の意向を出している団体やサークルというものはあったりするのでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

現時点では、定期的な利用の考えやお話というのは来ておりません。現在あるのは、指定管理者が自主事業として行う不定期なイベント開催を想定しております。

今後、活用していく中でそういった希望があった場合は、指定管理者と協議の上、対応していくことになると思います。

○白川委員

今、指定管理者のお話があったと思うのですが、指定管理者の制度について伺いいたします。

指定管理者の業務案でイベント企画・運営とありますけれども、従来の発想にとらわれない新たな管理運営方法の確立と柔軟な発想による集客力の強化の二つを実現するには、相当な企画力とかマーケットの分析力、実績の部分が必要になるかと考えるのですけれども、今回の指定管理者制度に関しては、どのぐらいの企業の応募数があるとお考えでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

今回の事業者選定に当たりましては、マーケットの分析力といった面だけではなく、重要文化財である旧日本郵船の維持、管理が適切に行える業者であることを最も重視しております。こうしたことを併せて実施できる事業者を選定してまいりたいと考えてございます。

○白川委員

多分、今の御答弁だと、そこまで企業数が多いようなイメージには聞き取れなかったのですけれども、そんな受け取り方で大丈夫ですか。

○（教育）総合博物館副館長

確かに、委員おっしゃるとおり、重要文化財の管理がしっかりできるようなところ、また、一定程度の自主事業ができる事業者というのは小樽市内でもほとんどありませんし、道内においてもそんなに数があるわけではないと把握しております。

○白川委員

現状を理解しました。文化財の保存活用というのは、今や世界的にも進んでいる部分がありますので、非常にいいものと考えております。

少し話が戻るのですけれども、その中で従来の発想にとらわれない新たな管理・運営方法の確立と柔軟な発想による集客力の強化というところなのですから、これはどういうプロセスで固まった案なのでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

これにつきましては、教育長からも答弁しておりましたが、この建物は国の重要文化財であり、建物の管理をしっかり行わなければならないということに加えて、文化財を活用し、数多くの皆様に関覧していただきたいという思いから、民間のノウハウを最大限発揮できる指定管理者制度の導入を進めてきた次第でございます。

○白川委員

次に、指定管理者の選定の手続について御説明いただけますでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

指定管理者制度の手続につきましては、小樽市公の施設指定管理者選考委員会専門部会におきまして、応募要領等の審査を行いながら指定管理者を公募し、9月には申請書などの提出の受付を行い、10月に同選考委員会において候補者の選定を行った後、第4回定例会にお諮りし、議決後に指定管理者を決定する予定でございます。

○白川委員

次に、選考委員会と専門委員会について、役割と人員の構成についてどのようになっているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（財政）契約管財課長

まず、指定管理者選考委員会の委員につきましては、副市長を委員長とし、その他の委員は、部長職4名、次長職1名の計6名で組織されており、指定管理者に指定する法人、その他の団体の選定に係る審査についての事務を行うものでございます。

次に、専門委員会の委員につきましては、財政部次長を議長とし、その他の委員は、課長職5名の計6名で組織されており、選考委員会における指定管理者の選考の基準とするために指定管理者に管理を行わせようとする公の施設を所管する部が策定した選考評価表の原案の審査についての事務を行っているものでございます。

○白川委員

自治体によっては、選考委員会で学識経験者を入れているところもあると伺っているのですが、旧日本郵船は重要文化財でもありますので、この建物の価値を最大限に生かすためには、そういった外部の視点を持った方が委員に入ることも必要かと考えるのですが、これについてはどう思われますでしょうか。

○（財政）契約管財課長

現在の委員に関しては、現行の市職員ということで構成させてもらっているのですが、こちらで選考評価表及び募集要項の内容について適正に審査されているものと考えてございますので、今は現行どおりの委員でいきたいと考えてございます。

○白川委員

ちなみに、今後、変更の可能性はあったりするのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

繰り返しの答弁になりますが、現行では変更等は考えてございません、現行どおりの基準でやりたいと考えてございます。

○白川委員

公共施設は多様化するニーズに応じていく必要があると思いますし、維持、管理費も節減に努めていかなければならないと考えております。そこで、有効な手段の1個として指定管理者制度があると思っているのですが、場合によって、公募によらず任意に選定する場合はいろいろな見方があると思うのです。結果として任意に選定することになったよというのと、任意に選定することありきで選定基準ができたということでは、受け止め方が大変変わってきて心配になる部分がありますので、応募する側に関わった方々がしっかり納得できる形で進めていきたいと考えているのですが、これについてお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

さきにお話のありました小樽市公の施設指定管理者選考委員会等において定められている手順にのっとり、全庁的に統一された基準で選考を進めていることから、公平性の確保に関して問題はないものと考えてございます。

○白川委員

◎新総合体育館整備事業について

次に、新総合体育館整備事業についてお伺いします。

新総合体育館整備検討委員会の資料について伺います。事業手法による市場調査の回答について、A社、B社、C社が回答していたのですけれども、そこでほとんどがDB方式とかBTO方式と回答されていました。

今回、採択されたのがDB方式だったのですけれども、事前のアンケートではDB方式ではなかったのですが、今回DB方式を選びました。ただ、事前のヒアリングではDB方式はなくてというところで、ヒアリングを受けた企業というのは市内の企業ではなかったという認識でよろしかったでしょうか。

○（教育）近藤主幹

事業方式を定めるに当たって行った市場調査につきましては、結局、実際にPFIを行った経験値を基にヒアリングを行いたいという趣旨でございますので、基本的にはPFIを今まで事業として実施した経験がある事業者が対象になります。

そういったことで選定した結果としては、小樽市内の事業者でそういった経験を持っているところはなかったの、小樽市内の事業者はヒアリングには入っていないという結果になりました。

○白川委員

今回、DB方式が採択されましたが、完成後の管理運営はどのようにお考えになっていますでしょうか、スケジュールを含めてお聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

運営方法はまだ決定しておりませんが、現総合体育館は指定管理者制度を導入しておりますので、新総合体育館におきましても、指定管理者制度導入の方向で考えております。

スケジュールについてですが、令和11年度に開業する場合、令和10年度中に指定管理者を選定することになります。

○白川委員

次に、DB方式のデメリットとして、設計・施工に運営事業者のノウハウが反映されないという記載があったのですけれども、これは要求水準を高いところで設定して、公表後の事業者との調整で水準を下げっていく、変えていくという考え方で合っているのでしょうか。

○（教育）木村主幹

要求水準書は9月頃公表しますけれども、その後、本事業への参加を検討している事業者と対話や質疑、要望などを受けまして、要求水準書を一定程度修正していくということになります。

要求水準書を下げっていくことになるのかというようなお話でしたが、このことにより結果として要求水準書が下がるという場合もあり得るかもしれませんが、水準書を下げっていくことを主眼として事業者と対話していくということではございません。

○白川委員

今、要求水準書は9月に公表予定とお話があったと思いますけれども、これは、次回の第3回定例会で議論したとして、その議論の内容も生かされるスケジュールになっているのでしょうか。

○（教育）木村主幹

第3回定例会での議論でも反映に間に合うのかといったことでありますけれども、御意見の内容にもよりますけ

れども、期間的には間に合うものであらうと考えております。

最終的な要求水準書への意見反映につきましては、一定程度整理の期間等もありますので、最終的には10月下旬頃までの意見であれば、反映できるものと考えてございます。

○白川委員

実質、第3回定例会が最後のタイミングになるのかと理解できました。

ところで、これまで議論にもあったと思うのですが、例えば、プールのレーンの数とか、プールの中の床の構造、個々の部屋のゾーニングといった部分も今まで様々な議論があったと思うのですが、これは要求水準書に反映される部分があるのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

基本は基本計画にのっとって水準書をつくっていくのですが、これまで議会の中では、例えば、駐輪場の要望ですとか、最近ではフェーズフリーの概念を取り入れてはどうかといったものがございました。そういったのは私どもでも情報として集積しまして、計画に載っていない部分であります、反映できるものは水準書で反映していきたいと考えてございます。

○白川委員

9月に公表します要求水準書、その後、調整、変更が入ってブラッシュアップしていただけると思うのですが、内容は改めて公表する機会はあるのでしょうか。

○（教育）木村主幹

もちろん最初の公表についてもホームページで出てきますが、その後、第1回目の変更、第2回目の変更という形で、最初に公表したときと同様にホームページにアップしていきたいと考えております。

○白川委員

事業手法について私がいろいろ調べていく中で、建物賃貸借方式というのがあるようなのですが、これについて、もし押さえていらっしゃいましたら、どういう内容かお聞かせいただけますでしょうか。

○（財政）藤本主幹

委員おっしゃいました賃貸借方式は、リース方式などと言ったりもしますが、こちらにつきましては民間事業者により整備された施設について、事業者と市による賃貸借契約を締結いたしまして、市がいわゆる賃借料を支払って施設利用をする手法のことを指すものとなっております。

○白川委員

この方法で初期費用も大きく抑えることができるということが確認できているので、財政負担の平準化が図れるという情報もありました。

また、賃貸借期間が満了後には、自治体への無償譲渡される点も特徴として挙げられているのですが、この方式は本市に当てはめたときに、ほかの方式と比較して優位性はあるものなのでしょうか。

○（財政）藤本主幹

新総合体育館整備事業におきまして、リース方式ではなく、この方式を選択した理由につきましてですが、まず、民間事業者への市場調査におきまして、BTO方式とDBO方式が複数の事業者から希望があったことがまず前提としてございます。

それに加えて、国の補助、あるいは有利な起債活用の可能性が考えられたものですから、事業方式の検討としてはDBO方式、BTO方式に絞って検討していったといった経過でございます。

○白川委員

次に、DB方式で懸念となる設計・施工への運営事業者の意見反映についてなのですが、市ではどういった対策を取る予定か、お聞かせください。

○（教育）近藤主幹

今回、DB方式ということで運営が含まれておりません。おっしゃるとおり、その部分が意見として反映することが少し弱いのではないかとということが懸念されまして、今回、アドバイザリー業務ということでコンサルタントと契約を結んでいるのですが、ここを補足するために、コンサルタント会社で国内の主立った運営会社に本市の基本計画の情報を提供して、どのような運営が適切かということを幾つかの項目に分けて、現在、ヒアリングを実施しております。

こうした運営の会社からの意見も踏まえて、これから要求水準書を作成するなり、事業者選定の際にこういった意見を加味しながら選定をしていくということを考えております。

○白川委員

次に、設計建設工事を行う事業者の公募についてお伺いします。

一般的には公募型プロポーザルと総合評価の方式があると思うのですが、こういった形で行っていくのでしょうか。

○（教育）木村主幹

この二つの方式については、どちらも価格と技術提案を受けて評価し事業者を選定するというにおきましては同じになりますが、総合評価、競争入札方式につきましては競争入札、プロポーザル方式につきましては随意契約ということで、その辺りが若干、異なります。

本事業の方式につきましては、現在検討中であり、まだ決定したものではございませんが、近いうちに決定してまいりたいと考えております。

○白川委員

私もいろいろ公募型プロポーザルと総合評価を調べていく中で、ノウハウとか技術的な部分が高いものが公募型プロポーザルの特色であって、ノウハウとか技術のほかにも価格という部分で優位性を求めるところで総合評価というものがあるのかという理解でいたのです。

そういったことで考えて、結構、専門的な部分とか、民間の技術を採用するという側面を考えたときに、何かイメージとして、公募型プロポーザルでいくのだらうと思っていたのですが、公募型プロポーザルと総合評価というのは、どの段階で本来なら決まるものなのですか。今の段階でまだ決まっていないというのが通常なのか、少し遅いのかということはどうなのでしょう。

○（教育）木村主幹

どの辺りで決めるのかというお話がありましたが、先ほど報告の中でもさせていただきましたが、この後、9月下旬に要求水準書、実施方針を公表していくということになりますので、少なくともその前には決定しておかなければならないものであると考えております。

先ほど、どちらがいいのかというお話もありましたが、一応、国のガイドラインなどでは、原則的には競争入札方式である総合評価方式を取ることが一般的になっております。先ほど委員からも御指摘がありましたが、プロポーザルで行う場合については、この原則論から外れることになりますので、やはり、それなりの理由というか、総合評価でできない理由というのが必要になってくると考えておりますので、それらを含めてたどいま検討しているところでありますので、御理解いただきたいと思います。

○白川委員

次に、評価項目についてどのようなものがあるのか、他市を例にしてお示しいただけますでしょうか。

○（教育）木村主幹

一般論ということでお答えさせていただきますが、他都市の主な項目などを見ていきますと、地元企業への配慮の中で、例えば、地元の業者を使った場合、もしくは地元の資材を調達した場合の地域経済への配慮についての加

点ですとか設計してきた建物の配置計画や動線計画、外観のデザインに対する設計業務への配慮についての加算、要求水準書の中で事業者から提案を受けることとなりますが、本市が要求したものの設計への反映状況、あと、施工に関しては、今後、施工を行っていく上で周辺環境への配慮や工事中的リスクといった体制などを評価している事例が多く見られます。

○白川委員

次に、現在の基本計画に記載されている内容から、今後、変更予定となる項目はあったりしますでしょうか。

○（教育）近藤主幹

現在ある基本計画から内容が何か変わるということは今は予定しておりません。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、ここに書かれていないことが議会議論であったり、要望でいろいろと受けておりますので、そういったものが追加されていくというイメージを持っております。

○白川委員

ちなみに、財源についてはどうなのですか。新たに活用できる補助金とか交付金等がもしあるのであればお示しいただきかったのです。それによって一般財源が圧縮できるのかという可能性も知りたいと思ひまして、お示しいただけますでしょうか。

○（教育）近藤主幹

財源につきましては、基本計画にも書かれているのですが、国土交通省の都市構造再編集集中支援事業というものが2分の1の補助なのですが、今これをメインに考えています。2分の1を入れてしまえば、残りの部分には国庫補助を使うことはできませんので、まずはこれをメインで考えていく。これから外れていくものがありあれば、ほかの補助金をまた模索するのですが、今、基本的には2分の1の国庫補助をメインに検討しているところでございます。

○白川委員

スケジュールから、設計建設工事の事業者選定後の契約は令和8年になるとのことですが、その頃には物価の変動等もあって、本体建設費がまた変わる可能性があるのではないかと考えられるのですけれども、最終的な契約金額の算出は改めてする予定なののでしょうか。

○（教育）木村主幹

事業費の算定を改めてするのかなというお話だったかと思うのですが、最終的な事業費につきましては、令和7年1月に入札公告を行います、その段階で金額を示していくということになりますので、それまでには事業費を定めていく必要があるものと考えております。

また、最終的に契約を終えて、この工事は長いものですから、実際には物価上昇などで事業費が上がっていくということも考えられますが、その場合につきましては、都度、年度ごとに契約変更などを行いながら対応してまいりたいと考えております。

○白川委員

今回、DB方式を採択されていますので、基本は実施設計と建設工事が該当すると思うのですが、本体以外の部分、外構工事費ですとか解体費、仮の駐車場の整備費に係る作業は契約に入っているのでしょうか。

それと、想定事業スケジュールで、令和12年5月以降の駐車場工事についての費用は本体建設費に入っているのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

今回、デザインビルド方式として発注するものの中に含まれるのは、本体工事、外構、解体、仮設駐車場といったもの等になります。

ただ、解体後に整備する駐車場につきましては、これは体育館の駐車場というよりは公園の駐車場として、公園

利用者全体の状況を把握して、その上でどういった形態がいいのかを検討するということで、所管も建設部になりますし、まだいろいろ検討する課題が多いということもありまして、今回のDB方式発注の中には含まれておりません。

○白川委員

新総合体育館の整備事業というのは、非常に規模の大きな事業だと思います。そして、地元の事業者の方々も期待する事業であると思うのです。なので、しっかりと市内にお金が落ちて、地元経済に効果的な進め方をしていただきたいと考えるのですけれども、これについてお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○（教育）木村主幹

先ほど評価項目のところでも御説明させていただきましたが、今、委員のおっしゃるとおり、やはり、地元への経済波及効果というのは非常に重要な観点であると考えておりますので、その辺りも適切に配慮されるよう対応してまいりたいと考えております。

○白川委員

次に、契約について伺いたいのですけれども、事業契約の締結後に契約に関して違反行為などが判明した場合の違約金の設定についてはどのようにお考えか、設定するのかどうかという部分で結構ですので、お考えをお聞かせください。

○（教育）木村主幹

現時点におきましては、本工事の契約についての議論ということはまだ行っていないことから明確にはお答えできませんが、一般論としては、当然、明記すべき内容であると考えておりますので、これまでの工事などと同様に、適切に反映させてまいりたいと考えております。

○白川委員

事業手法、事業期間、そして事業範囲、リスク分担などの効果効率を踏まえて総合的に判断されて、今回、DB方式を採択されたことであつたのですけれども、ここからは仮定の話として、利用が開始されて一部建築物について施工不良、はたまた設計に起因する問題かを争う事案が発生した場合の対応策は、どう行う形となるのでしょうか。

○（教育）木村主幹

リスクについてのお話であつたかと思いますが、事業者と本市のどちらの責めに帰すものであるのかにより対応が異なっていくと思われれます。

施工不良、設計上の問題により生じたという問題についての御質問であつたかと思いますが、その部分につきましては、事業者が責任を負うべきものであると考えております。

○白川委員

ないにこしたことはないのですけれども、後々トラブルにならないような民と官の間のリスク分担という部分をしっかりとやっていただきたいと考えての質問でございました。

次に、完成後の指定管理者について伺いたいのですけれども、専門家の意見として、指定管理者制度による公共体育館の管理運営は、効果的・効率的な管理運営に寄与はしているのですが、民間事業者からは硬直的な料金体系ですとか、自主事業でできる範囲が狭いという部分が問題点として指摘されているとの情報もございました。

こういった部分もありながら、民間事業者は、どの部分で収益確保に向けて創意工夫を発揮することになるのか、お考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

指定管理者による創意工夫についてですが、民間ならではの視点から利用者増加につながるための自主事業の提案、民間の能力を活用し、効果的・効率的な施設の運営を行うことにより、住民サービスの向上、経費の節減を図るなど、創意工夫することになると考えております。

○白川委員

指定管理者から毎年、事業報告書をほかの事業でもらっていると思うのですが、事業報告書を通して、市から指定管理者へ、サービス向上とか収益確保のために、要望や意見などを伝える機会は設けているのでしょうか。

そして、今後、新総合体育館が出来上がった後に指定管理者制度を導入されていくと思うのですが、そういった機会を設けていくのかも含めてお聞かせいただけますでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

指定管理者から事業報告書を受けて利用者からの要望・意見が反映されているか、また、利用者のサービス向上が図られているのかを都度確認し、こちらから要望や改善点を伝えてはおります。

今後につきましても事業報告だけに限らず、新総合体育館が建設された後もですが、絶えず連絡を密に取り、要望等を伝えていきたいと考えております。

○白川委員

次に、指定管理者から事業報告書に基づいて、次年度に向けての事業計画書というものが出されていると思うのですが、市からの意見なども反映させているものでいいのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

次年度の事業計画書を受けまして、指定管理者の自主事業の内容や教育委員会主催教室が含まれており、それらがきちんと実施できるのか、また、市民サービスの向上の観点から改善すべき点があれば指摘し、市の要望を伝え、次年度の事業に反映させております。

○白川委員

指定管理者の運営管理方法から学んで、市で実施しているほかの事業といった部分で活用などを行うことが市民向けのサービスの向上にもつながると思いますし、また、指定管理者制度のメリットの一つとしても生かせるのではないかなと思うのですが、これについてお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

市全体の施設に言えることではあると思うのですが、指定管理者制度を導入することによって、やはり、一番には市民サービスの向上が挙げられると思います。利用者の増も含めまして市民サービスを向上し、つまり体育館なのですが、全ての施設において市民が使いやすく利用しやすい施設にしていくのが一番大事だと考えておりまして、それに向けまして指定管理者制度を導入しまして、事業者とも意思疎通を図りながら、さらなるよい制度に仕上げていくことが必要だと考えております。

○白川委員

ここまで様々な質問させていただいたのですが、少し気になる部分が、まだ決まっていなかったりという部分で、タイミングの問題もあったのかとも思うのですが、やはり、新総合体育館の事業というのは、一般市民の方もそうですし、事業者の方もそうですし、様々な方がすごく注目されている事業だと思いますので、開かれた情報が常にあるといいのかなと思います。

その中で、これから継続して様々な議論を進めていくことにもなると思いますので、双方にとって建設的な議論を重ねて、結果的にいいものができるように努めていきたいと考えております。これについて最後に御意見をお伺いします。

○（教育）近藤主幹

今、御意見いただいたとおり、非常に注目されていると思っておりますし、今までは市民の方をメインに説明してきたのですが、事業者選定段階に入りましたので、これからは事業者の方たちにも透明性、公平性のある説明をしていかなければいけないということでは、市民の皆様にも当然、情報をオープンに、それから、企業の皆様にも公正、透明性を持って事業者を選定していくということで努めてまいりたいと考えてございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎パブリックコメント制度について

パブリックコメント制度について伺います。

パブリックコメントの手続、実施の中でいろいろとふだん思っていることを質問させてください。

まず、パブリックコメントの手続の概要について御説明いただきたいのですが、全部、話をしますのです、それについて説明ください。

まず一つ目、パブリックコメントに意見等を提出できる市民とは誰を指すのか。パブリックコメント手続の対象となる計画の策定とはどんなものを指すのか。パブリックコメントにかける前の計画公表とそれ以外の資料とは何ですか。パブリックコメント実施をどのように市民に知らせているのか。集まった意見をどのように扱っているのかなどを一緒に御説明ください。

○（総合政策）企画政策室赤井主幹

まず、パブリックコメントに意見等を提出できる方につきましては、市内に住所を有する方のほか、市内に勤務・通学する方、市内に事務所などを有する個人や団体、納税義務者、そのほか当該事案に利害関係を有する方などとなっております。

そして、パブリックコメントの対象となる計画の策定等につきましては、市の施策に関する基本的な計画、指針等の策定または改廃、市の施策に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定または改廃、そして、市民等に義務を課しまたは権利を制限することを内容とする条例の制定または改廃となっております。

また、パブリックコメントには、計画等の案や概要をまとめた資料などを公表しております。

そして、パブリックコメントの公表方法につきましては、パブリックコメントを実施する旨を市広報にて周知を行った上で、計画等の案などを市の情報公開窓口、各サービスセンター、そして計画等の所管部署にて配布するほか、市のホームページからもダウンロードすることができるようにしております。

そして、お寄せいただいた御意見は、所管部署にて取りまとめをしまして、必要に応じて計画等の案に反映し、案の修正をするなどの対応をさせていただき、その上で意見の概要とそれに対する市の考え方を公表しております。

○佐々木委員

そのようなパブリックコメントですけれども、現状について次に伺いますが、例えば、昨年度、パブリックコメントの実施件数は何件だったのでしょうか。

○（総合政策）企画政策室赤井主幹

令和5年度に行ったパブリックコメントは17件となっております。

○佐々木委員

1件当たりの提出者数、提出意見数というのは、おおよそどのようになっていますでしょうか。

○（総合政策）企画政策室赤井主幹

1案件当たりの意見の提出者数は、平均して約3名となっております。

意見の数は、1案件当たり平均して約21件となっております。

○佐々木委員

そうして出していただいた意見を取り入れて計画案を修正した件数、具体例なども少し出していただけると助かります。

○（総合政策）企画政策室赤井主幹

計画等の案を修正した件数につきましては、年間トータルで53件、1案件当たりの平均ですと約3件となっております。

修正の具体例としましては、計画の文言をより分かりやすく修正したというケースや分かりやすい図を追加するなど、比較的、軽微な修正が行われているものでございます。

○佐々木委員

結構そうしたところで有効に働いているのだと思いますけれども、こうしたパブリックコメントの状況について、市の認識というのがありますか。

○（総合政策）企画政策室赤井主幹

計画等を修正するかどうかというのは、当該計画等によって様々ですので、多いとか少ないというのは判断がなかなか難しいところではございますが、御意見をお寄せいただいた人数や御意見の数につきましては、計画等にばらつきがございますけれども、あまり多くはないというような認識を持っているところでございます。

○佐々木委員

私も同じように感じております。1件当たりの人数があまり多くない、少ないのではないかと考えています。

そして、どなたが出されているのか分かりませんが、多分ほとんど同じ方が毎回提出されているのではないかという印象があります。そのこと自体には全く問題ないのです、同じ方が幾ら出していただいても、その方は、やはり市政に深く関心を寄せて、本当に読み込んでいただいている。その中に貴重な御意見もいただいているということですから、本当に大切な御意見だと思います。ただ、もう少し多くの市民から広く意見を聞くべきではないのかと、それがパブリックコメントの本来の使命だと思うのです。それにより施策の幅も広がって、結果としてレベルも高くなると思うのです。ですから、より多くの市民に市政に関心を持ってもらうことにもなると思うのです。

パブリックコメントの今後ということでお聞きしますけれども、市としてはこのパブリックコメント制度は、今後どうあるべきと考えていらっしゃいますか。

○（総合政策）企画政策室赤井主幹

様々な観点からの御意見を踏まえて計画策定等を行うということは、市民との協働によるまちづくりを進める上で望ましいと考えております。そして、計画等の案を市民の方が御覧になることにより市政への関心が高まることにつながるものと考えておりますので、パブリックコメントについては今後も必要な制度であると考えております。

○佐々木委員

私も全く同様に思います。やはりそうすると、課題というのはパブリックコメント手続制度自体の市民への認知度ではないかと思うのです。市民への周知方法について、そもそもパブリックコメントとは何かというところから周知していくことが必要なのではないか、知らない方がまだたくさんいると思います。

また、個々のパブリックコメントについても、もう少し出してもらえよう工夫が必要ではないかと思っておりますけれども、その辺については何かお考えありますでしょうか。

○（総合政策）企画政策室赤井主幹

令和5年度に行いました小樽市自治基本条例アンケートにおきまして、パブリックコメント制度を知っているかどうかという質問をしておりますけれども、その結果としては約63%の方が知らないと回答しております。委員の御指摘のとおり、パブリックコメントの認知度というのは決して高くない状況だと認識しておりますので、SNSの活用ですとか広報おたるとで取り上げるなど幅広く周知を図ってまいりたいと考えております。

また、計画等の案につきましても、なるべく分かりやすい概要を資料として添付するなど、所管部署へ求めてまいりたいと考えてございます。

○佐々木委員

どうしても周知方法というと、ホームページと広報おたるとするのは毎回なのですけれども、何かもう少し違う方法とかSNSをはじめ、いろいろな方法があると思うのですけれども、その辺も工夫していただければと思います。

市民参加意欲を刺激する方法というのも導入できるのではないのかと思って、一つ御提案させていただきたいのですが、パブリックコメントで意見をいただいた方に、計画を実施した後に招待して、例えば、見学とか視察をしてもらうインセンティブみたいなものをつけて関心を持ってもらうという方法などというのはどうでしょうか。

○（総合政策）企画政策室赤井主幹

インセンティブによって、パブリックコメントに参加する意欲の高揚につながる可能性というのはあると考えますが、どのようなことが実際可能かどうかというのは、今後、研究が必要であると考えてございます。

○佐々木委員

御検討をよろしくお願いします。

先ほどおっしゃっておられたように、自治基本条例にある市民参加と協働の理念、この辺のところが実現する大事な手法の一つだろうと思います。どうしても思ってしまうのは、単なる義務的な行政手続の一つ、パブリックコメントをやっておけばいいのだみたいなことにだけは陥らないように、これからもよりよい方法を模索していったほしいということを願ひまして、この件の質問を終わらせていただきます。

◎小樽市いじめ防止基本方針改定について

次に、小樽市いじめ防止基本方針の改定について伺います。

最初の報告のところで、今回の改定理由については伺いました。そこで、最初の質問は、この改定により新たに取り組むことは例えばどんなことがあるのかというところからお聞きしたいと思います。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

このたびの改定により新たにに取り組むことにつきましては、望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組の充実、児童・生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならない「生命（いのち）の安全教育」の推進、「性的マイノリティ」とされる児童・生徒や、多様な背景を持つ児童・生徒に対して適切な支援を行うとともに、児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行う取組の推進、児童・生徒に周囲に援助を求めることの重要性を理解させる取組の推進などがございます。

○佐々木委員

まず先に質問の基本的な数値の、市内のいじめ認知件数の近年の推移をお聞きます。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

文部科学省の調査であります児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によりますと、いじめの認知件数は、令和2年度は、小学校791件、中学校87件の合計878件。令和3年度は、小学校940件、中学校76件の合計1,016件。令和4年度は、小学校1,024件、中学校123件の合計1,147件となっております。

○佐々木委員

増えてきているという認識ですけれども、これは逆に言うと、教員が漏らさず、きちんといじめの件数を把握しているということの結果だと思しますので、数値そのものが増えていることが直接は問題ではないのだろうと考えます。

そこで、新旧の対照表が出ていまして、それに沿って質問させていただこうと思うのです。3ページにスクールソーシャルワーカーについて出ております。そのスクールソーシャルワーカーの基本的な説明、その上で学校のい

じめ問題に果たす役割、人選、小樽市での配置状況について伺います。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

スクールソーシャルワーカーにつきましては、学校や保護者が抱える困難なケースに対して、福祉部局などの関係機関と連携を図りながら対応する役割を担っております。

いじめの問題に対しては、いじめ防止に積極的に関わるとともに、いじめた児童・生徒やいじめられた児童・生徒に関するアセスメント及びプランニングにより、いじめの解消や再発防止を支援したり、当該児童・生徒のみならず、当該の保護者同士や教員同士、保護者と学校との対立構造を想定した保護者会などの開催を支援したりすることなどが考えられます。

スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士や精神福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者や、教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有する者が適任とされ、本市におきましては、スクールソーシャルワーカーを小樽市教育研究所に1名配置しており、令和5年度からは週3日の勤務を週5日に増やし、相談体制の強化を図っているところでございます。

○佐々木委員

5ページに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備しますとありますが、現体制はどうなっているのか。また、今後の整備方針についても伺います。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

現在、小樽市小中学校情報モラル対策委員会において、インターネット上のトラブルなどについての啓発資料を作成して各学校に配布するとともに、保護者向けネットパトロール体験会を開催し、保護者がネットパトロールの知識・技能を習得し、子供への適切な対応や指導の在り方について理解を深め、インターネット上のいじめ等の早期発見・早期対応に取り組んでいるところでございます。

今後も外部講師を活用した情報モラル教室などの充実を図るとともに、子供たちの適切な情報活用能力の向上に資する取組を推進し、インターネット上のいじめの未然防止の取組を図ってまいりたいと考えております。

○佐々木委員

それに関わってですが、子供たちを取り巻くインターネットの環境というのは、やはり、日々変わっています。大人側の対応がそれに追いつかないということがいつも言われていることです。例えば、一旦ネット上に上げられた子供の不適切情報を削除する方法などについて、保護者には分かりやすく、速やかに対処できるよう、前からこのことは言われているのですが、例えばこの件については、できるようになってきているのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

インターネット上の誹謗中傷や悪口につきましては、子供が被害に遭うケースだけでなく加害者になってしまうケースなどもあることから、インターネット上の誹謗中傷があった際に、保護者が利用できる、例えば総務省の違法・有害情報相談センターなどの相談窓口を周知してございます。

○佐々木委員

直接的な方法は、なかなかやはり難しいのだろーと思います。

次に、7ページ以降の教育委員会の具体的な取組の中から何点か。

「我が国の先住民族であるアイヌの人たちが暮らしていることやアイヌ文化の価値を認識する取組」、「アイヌ文化等について学習する機会の充実」というのが書かれています。これまでも、学校教育の中では、アイヌの人たちについて学ぶ機会というのはあったと思うのですが、さらにここには充実というふうに書かれていますので、充実するためにできることは何なのか。本市には、これまでアイヌの人たちはいないとされてきたため、行政面でもなかなか扱いがなかったのです。

ところが、今、本市でも小樽アイヌ協会が発足しました。そのアイヌの方がその中で活動を始めて、私もお会いしてお話したのです。そうした方々からは、一番まずやりたいことというお話で出てきたのが、教育の場でアイヌ文化の紹介等を行って交流をしていきたいのだという声がありました。

今後、そのようなことは考えられるでしょうか。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

アイヌ文化等について学ぶことにつきましては、社会科での学習はもとより、小学校では総合的な学習の時間における教材「小樽の歴史」を活用した学習においても、アイヌ文化について学ぶ機会がございます。

今後につきましては、本協会との連携についてどのようなことができるのか検討してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

ぜひ具体的な話が進むことを祈っております。

8ページ、新旧対照表で見ると新は赤字で書いてあるのですけれども、真っ赤っかなのです。ただでさえ質量が非常に多いのに、さらに新しい取組、ツールなどが大量に追加されて、これらを学校に啓発するという内容です。学校教育支援室も、教員方も、ただでさえ大変な業務量なのに、さらにそこに時間・労力も使わなければならない。その結果、子供と接する余裕が奪われてしまうというのは、非常に本末転倒ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

本市としましては、これまでいじめ防止を目的としたキャンペーンを実施し、各学校において、本基本方針に記載されている取組やツールについても既に取り組んでいただいているところでございます。

本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づいて定めており、児童・生徒の命を一番に考えて、いじめを防止するために真剣に取り組む必要があることから、各学校において本基本方針の取組を推進していただきたいと考えております。

○佐々木委員

いろいろなツールがあって、その中から子供にとって最適なものを使うとか、子供たちを理解するために新しい取組もできるという、いろいろなツールを持っているということは必要なことなのです。ただ、それを自分たちが使えるようになるまでに、どれぐらいの時間と労力が必要かというのも少し考えないといけないと思いますので、よろしくお願いします。

次に、13ページで、「いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。」とあります。

学校が警察に相談・通報を行う場合について、いじめが犯罪行為に相当する場合というのは、具体的にどのような行為を指すのでしょうか。また、警察の介入というのは極めて重大な判断なのですけれども、この判断は校長がするということになるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

学校が警察に相談・通報を行う、いじめの犯罪行為に相当する場合とは、児童・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるようなことなどが考えられ、その際には、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、校長が警察へ相談・通報するものでありますが、市教委からも警察と連携した対応について、学校に指導・助言してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

あらかじめ保護者に対して説明しておくということですので、それが一定の歯止め効果にもつながればとは思いますが。

次に、13ページです。

以前のいじめ防止対策委員会が学校いじめ対策組織に統一されています。学校いじめ対策組織というのは、どういうときに開催されるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

学校いじめ対策組織は、各学校において児童・生徒や保護者から嫌な思いをしたとの申立があった場合や、教職員が児童・生徒に対して気になることがあった場合などに開催されております。

○佐々木委員

そういうのがあれば、学校いじめ対策組織が発足されて、学校の中で動き出すということですが、その組織について少し伺いたいと思います。

14ページに、「管理職がリーダーシップをとって教職員の心理的安全性の確保に努め、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。」、心理的安全性のところですが、「組織が真に機能するためには、「無知、心配性、迷惑と思われるかもしれない発言をしても、この組織なら大丈夫」と思えるなど、発言することへの安心感を持てる状態（心理的安全性）をつくり出すことが不可欠です。」ということが書いてあります。

これを読んで、私がまず一つ思ったのは、非常に難しいのではないのかということです。本来、この対策組織内に限ることではなくて、やはり、学校の職員会議でも、それからもっと言えば、子供たちの話合いの場でさえ、この心理的安全性と言われるものは必要なのではないのかと、そうならないと、いじめなどはなくなるのではないのかと思いました。

ところが、とかく会議というのは、皆さんも御存じのように、御経験のように、空気を読む、自分に対する評価を下げたくないという雰囲気になってしまうのではないかと思います。管理職は具体的にそんな難しい状況をどうやって、そういう心理的な安全性のある雰囲気をつくっていいのか、御説明ください。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

全教職員が、いじめはどの児童・生徒にも、どの学校にも起こり得る、いじめ見逃しゼロという意識を持ち、児童・生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知するためには、教職員が家庭や関係機関と連携して組織的に対応する必要があり、担任1人が悩みを抱え込まないよう管理職が教職員へ日常的な声かけをすることにより人間関係を築くとともに、教職員の横のつながりを大切に、話しやすい雰囲気をつくるよう組織マネジメントを充実させるなど、いつでも誰にでも相談できる雰囲気をつくる必要があるものと考えております。

○佐々木委員

私もそう思います。この会議だけそういう雰囲気をつくろうなどということは無理なので、やはり、子供たちも含めて学校全体がそういう雰囲気に日常からなって信頼関係があると、そんな学校づくりをしていかないとこういう雰囲気はできないだろうと思いました。

次です。最初に新しく付け加えられたところの話をさせていただきましたけれども、児童・生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならない「生命（いのち）の安全教育」の推進、「性的マイノリティ」とされる児童・生徒、多様な背景を持つ児童・生徒に関わる支援・指導について、この中に載ったということは私も非常に適切なことだと思います。

そこで具体的な支援、それから指導の内容ということを取り扱う場面は具体的にどういう場面であったり、支援内容なのかという辺りを御説明ください。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

学級における性犯罪・性暴力の加害者にも被害者にも傍観者にもならない「生命（いのち）の安全教育」につきましては、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の貴さを学び、性暴力の根底にあ

る誤った認識や行動または性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で生命を大切にする考えや、自分や相手一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身につけさせることが必要であり、「性的マイノリティ」とされる児童・生徒に対する支援・指導につきましては、「性的マイノリティ」とされる児童・生徒が求める支援は、当該児童・生徒が有する違和感の強弱などに応じて様々であり、学校として先入観を持たず、その時々児童・生徒の状況に応じた支援を行うことが必要となります。

また、「多様な背景を持つ児童生徒」への支援や指導につきましては、個人が抱える課題と、周りとの人間関係や学習環境に関する課題の両面が影響しているため、学級全体の全ての児童・生徒への指導や支援から、学級の中の個別的な指導や支援を考えていく必要があります。

いずれにつきましても、児童・生徒や保護者の意向を十分に配慮して、授業や行事だけのみならず、日常生活の中で適切な指導や支援を行っていく必要があるものと考えております。

○佐々木委員

18ページ、「(4) 調査を行うための組織」ということで、「児童生徒の生命又は身体に現に被害が生じている、正に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等は、市長の判断により、緊急に総合教育会議を開催し、講ずべき措置について教育委員会と十分な意思疎通を図り、一体となって取り組むための協議・調整を行うことができる。」とあります。

市長が緊急に総合教育会議を開催するのは、ここにあるような場合ということでしょうか。

○（総合政策）企画政策室赤井主幹

総合教育会議につきましては、定例的には年1回開催しておりますが、緊急で開催をするのはこういった場合となっております。

○佐々木委員

私がなぜここでこの件を取り上げたかという、教育委員会が自治体の中で独立した組織になっているのは、戦前の国家主義体制の中で教育が戦争に利用されてきた反省の上に立っていると、その趣旨にのっとり、市長の教育への関わりは極めて抑制的であるべきであろうということでお話をさせていただきました。今、確認をさせていただいたとおり、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に少しだけ意見をさせていただきたいと思います。

やはり、全国的に子供のいじめの問題というのは、現代社会状況やテクノロジーの進化など、様々な子供を取り巻く要因によって複雑化・深刻化しております。それらに対応する保護者や教職員、教育委員会などの行政、対応に非常に苦慮しているのが現状であろうと思います。その中で、皆様方が大変御努力されているということについてもよく分かることがたくさんあります。

今回の改定のように、途中でも心配しましたが、次から次へと内容が加わって膨大になっていく。それはしょうがない、そして、そういうのにもメリットがあるのだということが先ほどの御答弁で分かりました。本当にここにあるようなことを逐一、実施していくということではなくて、そこの中から取捨選択して教員方がよりよい方法を取っていくということで、そういうところで時間、それから心と体の余裕をしっかりとつくっていただけるようお願いしたいとも思いますし、空いた時間を使って、やはり、先ほどお話しさせてもらった人間関係というところをしっかりとつくっていく、子供たちと教員、教員方同士、管理職、それから、もちろん教育委員会ともそういうところをつくっていくことが結局、解決していく近道になっていくのではないかと思います。本当にそういうところをきちんと進めていけるようによろしくお願ひして、この質問を終わらせていただきます。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時23分

再開 午後3時50分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

この際、委員として質問いたしますので、暫時、副委員長と交代いたします。

○副委員長

それでは、暫時、委員長の職務を行います。

自民党に移します。

○松岩委員

◎新総合体育館事業者選定業務スケジュールについて

初めに、新総合体育館事業者選定業務スケジュールについて、こちらは先ほど白川委員も質問されていたので重複するところもあるかもしれませんが、私は調べれば分かるようなことをわざと聞くというのもあまり好きではないのですけれども、これについては市民も非常に注目されている事業でございまして、確認の意味も込めて、もう一度、文言の意味もしっかりと確認していきたいと思います。

初めに、事業者選定委員会と公共施設等マネジメント検討委員会の二つの縦軸がスケジュールにはございますが、なぜこの二つの委員会が議論されているのか、理由をお示してください。

○（教育）近藤主幹

まず、事業者選定委員会というのは、公平性と透明性を図るということで、市の職員も入るのですが外部の識者も入った委員会で、実際に事業者を選定するということになります。

公共施設等マネジメント検討委員会は、市の幹部職員で構成される委員会でございますが、まず、先ほどの事業者選定委員会に我々教育委員会として事務局案を提示する前に関係部局との調整等も必要になりますので、まず公共施設等マネジメント検討委員会で事務局案を協議した上で調整を図って、それから実際の事業者選定委員会に諮っていくといった流れを行うことになります。

○松岩委員

それでは、事業者選定業務の中から、今年度の5月中旬頃に支援業務委託契約というのがございますけれども、これは何かお聞かせください。

○（教育）近藤主幹

こちらの委託業務は、これから行う事業者選定業務を実施するに当たりまして、その中ではスケジュールの作成から各種書類の作成、それから先ほど申し上げました事業者選定委員会の運営等をコンサルタント会社の支援を受けながら行うことになりますので、このサポートを受ける支援を委託する業務でございます。

○松岩委員

それから、9月下旬に実施方針案、要求水準書案の公表、事業者説明会というのがございますが、それぞれどういう意味かお聞かせください。

○（教育）木村主幹

実施方針になりますけれども、入札に参加を希望する事業者に対しまして公表する資料で、具体的には事業の内容ですとか事業者の募集、それから選定方法、入札参加資格要件といったものを示したものになります。

次に、要求水準書でございますが、委託業務における、いわゆる仕様書のようなものになりますけれども、事業

の概要やスケジュール、設計、建設など、これから進めていく上で守らなければならない事項などを示したもので、事業者はこれらの内容を遵守しながら設計や工事を進めていくといった基になる資料でございます。

最後に、事業者説明会ですが、事業方針や要求水準書の公表後、本事業への参加を検討している事業者などに対して、本事業の概要などを説明するために実施するものであります。

○松岩委員

先ほどの白川委員の質問の中でもいろいろと細かい質問がございましたが、市民からするとゾーニングとかプールのレーン数、売店機能があるのかと、いろいろとどういった機能ができるのかというのが気になるころではあるのですが、もう1個、デザイン性というのも非常に気になるころがあります。

このデザイン性というのはどういった形で事業者に対して公表して、それから、市民に対して伝わっていくものと理解したらよろしいでしょうか。

○（教育）木村主幹

外観のデザイン性につきましてはどういった形ということですが、私どもは今、盛んに作成しておりますが、要求水準書の中に、例えばですが地域性、景観性といった文言で書く形になりますけれども、要は配慮してほしい事項、それから外観に求める事項、もちろん配置も含めてですが、その辺を箇条書でこの要求水準書に盛り込んでいって、それを事業者が提案していくという形になろうかと思えます。

○松岩委員

総務常任委員会で昨年、佐賀県武雄市の図書館に伺って、非常にデザイン性の高い建造物が図書館に使われていました。あそこがどういう例だったかは、今、私も思い出せないのですが、恐らく様々なデザインに詳しい方とかが入れているのかと。

今の御答弁を伺うと、デザインについては市で要求を出すという話だったと理解したのですが、市側でそういうデザイン、外観に限らず様々な意匠性、デザイン性については、市で何となくデザイン案を出して、例えばこういうようなレトロな何とかとか、町並みがどうという形でお示しされるのか、お聞かせください。

○（教育）木村主幹

どういった表現でというのは今後、検討していくことになりますが、先ほどの要求水準書の中に、今、お話のあったレトロといった文言を追記した中で、事業者から様々な御提案をいただく形になろうかと思えます。

さらに、先ほども少し答弁したところもございますが、今後、実際に事業者を選定していくという中では、建築の専門家もこの事業者選定委員会の中にも入っております。また、配点をする上でも、そういった評価をしていきたいとも考えてございます。

○教育部長

今、担当から説明を若干させていただいたのですが、イメージとしまして、今回、直接の契約と違って、初めてのPPP／PFIということで、事業提案をいただくというのが事業の流れの大きなところでは。

この要求水準書というのは、基本的には基本構想・基本計画を2年かかってつくっているわけなのですが、それをイメージとして文言にして出すと、100%絵を描いて、これでつくってくださいというのは従来手法であって、文言でこういうイメージでつくってほしいのだけれどもというところで収まっています。

それから、結局、事業者の選定で手を挙げて、設計ですとか、当然パースというのもその後、絵的なものになっていく、提案を含めていただくものであって、要求水準書の中では、イメージなのですが、絵を示して、これで色だけ変えて出してくださいとかという形ではないということを御理解いただきたいと思います。

○松岩委員

聞きたかったことは、最初にパースなど完成したのが出たときに、市民からすると、いいねという施設になるか、これは何だという受け止めになるかというのが非常にあって、例えば、新幹線の新駅などは、多分、多くの市民が

ゾーニングだとかがどうなるかは全然、分かっていなくて、外観だけは3案が示されて、投票された方もいらっしゃると思うのです。

今回の新総合体育館はP P P / P F I ということで、最低限というか、ある程度デザイン性はこういうのがいいとかは市では言うけれども、結果的にどんな絵になって出てくるかは各事業者によって決まると。そこまで分かったのですけれども、では、最終的にデザインというよりは、事業者を選ぶ際にも、その中でのA社がこのデザイン、B社がこのデザインと言ったら、デザインというよりはデザイン以外のいろいろな評価基準でもきっと事業者を選ばれると思うので、その事業者を選んだ段階でもデザインも連動してくっついてくるという理解でよろしいのですか。

○（教育）近藤主幹

評価の中でデザインというのも当然入ってきますので、提案を受ける中には、A社はこういうデザインでやりたいということで、一旦はそこでデザインの評価をいたします。ただ、外観デザインというのは、あくまでその時点のものがそのまま建つのかということではなくて、詳細設計していく中で変わっていったりもします。

今、考えているのは、我々としては仮のデザインで評価するのですが、そこからまた何案か出してもらって、それをまた市民の方々にも評価していただいたりして、それで最終的な形を決めていきたいというようなことを今、私たちとしては考えているところでございます。

○松岩委員

今、新たな答弁が出たと思ったのですが、市民には最終的にデザイン候補などのアンケートのようなものをやられるということなのですか。

○教育部長

これは前回の議会で面野議員から御質問があつて、最終的に新幹線の例を出されて御質問があつたかと思うのですが、そういった外観の色なのか壁材なのか、どこまでかというのは我々も研究させてもらわなくてはいけないのですが、市民に関わっていただくというのは重要だと思っていますので、そういった時期に、新幹線の例ではないですが、そういったことをやるように検討していきたいというような御答弁を前回の議会でお答えしているところでございます。

○松岩委員

私は面野議員のものよりも、さらに一步踏み込んだ形になるのかと思ったのですが、同じということで今、分かったので、理解しました。

次が、12月下旬の債務負担行為の設定と書かれているのは、何かお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）近藤主幹

債務負担行為の設定ですけれども、1月には入札公告ということで事業者の募集を始めることになるのですが、それに当たって事業者を募集するということは、予算の裏づけがなければ募集することができませんので、それで設計から建設・解体というのは数年かかるのですが、将来にわたっての債務負担を負うことについて地方自治法に基づき予算で債務負担行為を定めるということでございます。

○松岩委員

今、地方自治法に基づきという言葉もありましたけれども、議決が必要な理由をお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）近藤主幹

債務負担行為、つまり予算を計上するということに4年間か5年間か長期間の予算を計上するということになりますので、当然、予算を定めるということは議決を得なければ執行できませんので、議決を要するということになります。

○松岩委員

これは一般論として聞きますけれども、議決が成立しなかった場合、スケジュールにはどのような影響があるかお聞かせください。

○（教育）近藤主幹

仮に議決が得られなければ、議決が得られない期間は次のステップに進めませんので、つまり、次のステップはここで言いますと事業者の募集開始ができないということになりますので、議決が得られない期間だけ全体スケジュールが後ろに倒れていくということになります。

○松岩委員

それで、市はこれまでの議論の中でも建設費や施設の規模・内容については、市民に市の計画の理解を求めていると常々答弁されているのですけれども、市民には現計画よりもさらに充実した施設を求める御意見を持っている方もいらっしゃる、プールなどの施設の建設をいまだに根強く反対されている方もいらっしゃいまして、本当にいろいろな意見を持っている方がいらっしゃいます。

しかし、どんどんスケジュールが前に進んでいくと議決や契約の後というのは、そういった大きな変更をすることとかがどんどん難しくなってくるのではないかと考えられるのですが、もし今後、何らかの理由で計画を大きく変更することとなった場合、これはどの時期までにしなければいけないか、もしくはどの時期が限界となると考えられるかというのをお聞かせください。

○（教育）木村主幹

今後は9月頃に実施方針案、要求水準書案を公表後、本事業への参加を検討している事業者などとの対話を経まして、債務負担行為の設定後、令和7年1月頃に入札公告を予定しております。

このことから、御意見をいただいた後、反映事項の選定や要求内容の検討など修正などにも一定の時間がかかると考えられ、これらを考慮いたしますと10月下旬頃には意見集約をしたいと考えておりますので、逆に言い換えれば、ここが金額に影響する変更の最終と考えていただければと思います。

○松岩委員

建設費に関してですが、現時点で幾らの見込みになっているか、最新の数値をお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）木村主幹

直近の事業費でお答えをさせていただきますけれども、基本計画でお示しした事業費が93億8,400万円で設計や外構、解体などを含む額になりますが、これ以降、事業費の算定ということは行っておりません。

今後は、本年12月の債務負担行為の議決の際には、改めて事業費を精査してまいりたいと考えております。

○松岩委員

その債務負担行為の設定の議決が、第4回定例会で行われるわけですが、この金額が例えば、ラピダス株式会社の建設に資材価格の高騰だったり、人件費の高騰分というのが今までの金額に含まれていて、多少の値段の上下だったならば分かるのですけれども、数十億円単位でも上がった場合、議会としても、私は前提の計画の金額からもう既に上がっている中で、どこまで上がるのかというのがまだ分からないわけですが、この辺りの金額の上昇の見込みというのは、議決が必要としているこの12月までの間にどういう状況になりそうとお考えか、お聞かせください。

○（教育）木村主幹

先ほど御答弁させていただきました93億8,400万円という額につきましては、令和5年10月に算定した額でありまして、次に債務負担の時期でございますが、本年12月までには1年以上の期間が経過することになります。近年も、依然として価格は上昇傾向となっておりますので、どのくらい上がるかにつきましては現段階ではお示しすることができません。

○松岩委員

何か聞くとところによるとというか、いろいろなこういう大規模な事業をやられている事業者の方とかに聞くと、数十億円ぐらい上がってもおかしくないのではないかなというような意見も伺います。ただ、これに関して私もまだ根拠を持った数字などを調べられていないので、それを基に質問するわけにはいきませんが、ここで大きな、例えば100億円、110億円、120億円、もっと上がっていくと、なかなか市民も理解をいただけないでしょうし、議会としてもそこまでの金額になるとどうなのだろうと新たに考えなくてはいけない部分も出てきたりすることもあるのかと思いますので、その事業費の精査はしっかりとやっていただきたいです。

ただ、変に圧縮をして、どの市民からも望まれない中途半端な施設を造られると、これもまた将来世代に対して最も不幸なことでもございますので、その辺りはぜひ慎重にやっていただきたいと思っています。

◎災害時等における職員の参集方法の変更について

続いて、災害時等における職員の参集方法の変更についてです。

先ほど報告していただきましたけれども、この変更の理由というのをもう少し具体的にお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）災害対策室安藤主幹

令和6年度能登半島地震発生時に北海道日本海沿岸北部に津波注意報が発表され、現行の小樽市地域防災計画上、管理職及び係長職が自主参集し、第2非常配備体制を取る旨が記載をされておりましたが、その内容が周知徹底なされておらず、一部の職員のみ参集となりました。

今後は、消防本部が活用している順次指令システムや登録制メールの自動配信機能を利用し、参集が必要な職員に自動音声による電話やメールで連絡し、職員の参集を明確にするものであります。

○松岩委員

今回、非常時の連絡網の電話から登録制メールに参集方法を変更したということなのですが、私の個人的な感覚では、平日、日中でもですけれども、なかなか夜間・休日にメールは、私はすぐに見るような体質ではないという習慣がなくて、電話のほうが緊急時は着信をすぐ取れるのではないかと、緊急時の即応がしやすいのではないかなと思うのですが、この電話からメールに変えたということで、果たして速やかな参集というのは図られるのでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本当にメールで速やかな参集が図られるのかという御質問ですが、非常時連絡網による電話での参集連絡は時間を要し途中で途切れる可能性もありますが、メールにあっては一斉に配信がされますので、職員への速やかな周知と参集が図られるものと考えております。

○松岩委員

電話よりは一斉に送信したほうがまだ早いということですね。それは確かに一理あるかと思いますが、気づく、気づかないという点があると思うので、その辺りはメールを受ける可能性がある職員には、やはり、常にこの即応態勢の維持というか、そこまで厳格なものではなくても、何かあったときはメールを見てもらうようにという体制をつくっていただければいいのかなと思います。

それから、消防本部では旧ツイッターのXを運用して、災害案内情報をほぼリアルタイムに発信して運用されていますと。今後、市の公式SNSでは、災害時の情報発信というのはどのようにされるおつもりか、お聞かせください。

○（総務）災害対策室安藤主幹

市の公式SNS等による災害時の情報発信につきましては、災害対策連絡室に広報広聴課の要員を含めまして必要に応じ情報発信できる体制を確保しており、被害状況や避難者のニーズ等を踏まえて、可能な限りリアルタイム

で必要な情報発信を行うように考えております。

○松岩委員

ちなみに、こちらは夜間・休日などの時間帯の情報発信というのは、誰が担当して行われるのでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

災害対策連絡室の要員をもって対応するということで考えております。

○松岩委員

ということは、災害対策連絡室が立ち上がったときに、初めて災害時の情報発信というのはSNSで行われていくということなのですか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

基本的にはそのように考えております。

○松岩委員

その運用が果たしていいのかというのは今日の委員会では取り上げませんが、本当に災害時は公的機関の情報とかが一番信頼性が高く、市民が欲している情報だと思いますので、適切に運用していただきたいと思います。

また一方で、能登半島地震の際もですが、投稿の表示回数やフォロワーを増やすことを目的として、救助を求める偽情報やデマの情報発信等が多数ありました。ただ一方で、中には本当に助けを求めて困っている方もいらっしゃる場合があります。

災害時には、公的機関のSNSの情報というのを必要としている方が多くいらっしゃると思うのですが、今後のSNSを活用した災害の情報の収集はどのようにされるのか、お聞かせください。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本市といたしましては、災害時にSNSからの情報を活用することは有効と考えておりますが、委員おっしゃるとおり偽情報やデマを正確に峻別することは困難であり、現場での対応の可能性を踏まえての対応が必要と考えております。

なお、市がアカウントを持つDS、INSIGHTなどのツールで被災者等のニーズを分析し、中期的な災害対応業務に反映させるなどの活用について、今後の課題と考えております。

○松岩委員

きっと若手職員などは、市が何も言わなくても勝手に自分たちで情報を仕入れて、調べて、上に上げるというような体制が構築されているのではないかと思います。今後検討していくということなので、一旦ここは見守りたいと思います。

◎使用料及び手数料の見直しについて

使用料及び手数料の見直しについて質問します。

こちらは、私は以前、令和2年度の改定の際にも質問したのですが、似たような質問をまたさせていただきますが、見直しの文章に、受益者負担の適正化というのがあるのですが、これは何を以て適正化が図られたと考えられるのか、お示しください。

○（財政）佐藤主幹

受益者負担の適正化につきましては、各施設にかかるコストと利用実績を基に負担割合などを勘案して算出する方法が考えられますけれども、近年はコロナ禍にあつて利用実績が著しく低かったことから、今回はこれまでと同様に道内主要市の平均並みをベースとすることで一定程度の適正さを確保しようと考えているものであります。

○松岩委員

道内主要都市との比較とは、どの都市とされるのか、お聞かせください。

○（財政）佐藤主幹

施設や項目のありなしなどにもよりますけれども、人口規模の大きな道内の10市を基本に考えております。

○松岩委員

使用料及び手数料の算定はどのような考え方でこの10市と比べるのか、お示してください。

○（財政）佐藤主幹

手数料などを各市もやっていて一致する項目につきましては、道内の平均と単純に比較しまして、施設使用料などにつきましては、施設目的や規模などで類似施設と比較することを考えております。

○松岩委員

算定方法は施設ごとに統一された考えであるかどうかもお聞かせください。

○（財政）佐藤主幹

施設の目的によりまして、合わせられるところは合わせるべきと考えております。例えば、会議室の機能であれば平方メートル単価で比較するですとか、ホール機能であれば1席当たりでどうかといったところをできるところは施設間の整合性を含めて検討したいと考えております。

○松岩委員

減免適用はどのように考えているか、お聞かせください。

○（財政）佐藤主幹

減免につきましては、今後の検討になるかと思えますけれども、現時点ではこれまでと同様の扱いをベースに考えております。

○松岩委員

他市の公共施設の使用料・手数料に関する指針等を拝見すると、市場原理で提供されにくい道路や公園と、民間でも類似のサービスが提供されているスポーツ施設や入浴施設があり、これらの市場性や必要性を検討して一律の受益者負担だけで料金設定をせずに、サービスの性質別に分類するという例がございますが、本市ではこれらをどのように考えているのか、お聞かせください。

○（財政）佐藤主幹

委員おっしゃれますとおり、民間も類似の施設があるなどで市場性の高いようなもの、あるいは逆に、公共としてサービスを提供すべき性質のもの、または施設にかかるコストなどといったことによりまして負担の割合は変わり得るものと認識しておりますが、先ほど申し上げましたとおり、近年のコロナ禍の状況を踏まえまして、今回の見直しでは、道内主要市の平均をベースに検討を行うことで一定の適正さを確保しようと考えているものであります。

○松岩委員

それから、市民と市外の方の料金設定についての考え方もお聞かせください。

○（財政）佐藤主幹

本市では、基本的には市外の方の料金というのを設定しておりませんが、施設使用料におきまして一般料金の半額程度で設定しております高齢者の料金につきましては、市内にお住まいの方に限定しているところであります。

○松岩委員

それから、このたび多くの公共施設でも冷房が設置されるような動きがありますが、冷暖房の料金というのはどのように取っていくのか、お聞かせください。

○（財政）佐藤主幹

冷暖房料につきましては、料金設定をしている施設の燃料等の実績を基に算出するという方法で検討したいと考

えております。

○松岩委員

これも考え方なのですが、インターネットやWi-Fi利用料、トイレ利用料というのは今回、施設では取らない。一方で、音響機器だとかの附帯設備や冷暖房には使用料を取るという考え方がありますけれども、こういった考え方を小樽市が取っている理由をお聞かせください。

○（財政）佐藤主幹

附帯設備や冷暖房につきましては、その備品類ですとか会議室等の使用頻度に応じまして費用がかかるということがございますので、こうしたことから会議室やホールなどを専用でお貸しする場合に使用料には含めずに別料金を設定しているというところであります。

○松岩委員

それから、例えば、小樽市の総合体育館と札幌市の最新の体育館では、施設としてはスポーツ施設として類似していても充実度は全く異なるわけですが、こういった施設の充実度を価格設定の見直しの際に考慮しているのか、お聞かせください。

○（財政）佐藤主幹

委員おっしゃられますとおり、同じ目的の施設であっても規模が違い過ぎるものですか、最近、建てたばかりであって機能が充実しているなどの施設もあろうかと思っておりますので、見直しの際にはその辺りも一定程度考慮して検討したいとは考えております。

○松岩委員

厳しい財政状況と施設を維持していく観点から料金を毎回、改定していくというのは理解はできているのですが、これは令和2年の改定の際にも同じ質問したのですが、そのときは高校生以下の料金区分があるものも値上げをされました。今回の見直しでも、高校生以下の料金区分がある施設において値上げされる可能性も今後あるのではないかと思います。

受益者負担の原則に立てば、子供も利用料を支払うというのは当然なのですが、本市の最大の課題である人口減少に立ち向かうために、子供・子育て世代に対して医療費の無償化をはじめ、市長は様々な施策を実行している中で、本市が子育てしやすいまちとか、人口対策に本気で取り組んでいるまちとして、市民、市外に発信していく際に、例えば、高校生以下の施設は利用料を今回値上げしませんとか、もういっそのこと全部減免0円にしますなどと仮に打ち出しができれば、非常に私は効果、インパクトがあるのではないかと考えています。

ただ一方で、施設の利用料金は所管する原課だったり、指定管理者の個別施設に対する考え方もあると思いますが、利用量が少なくて価格改定の際の効果額が数万円程度であれば、私は子育て支援とか若者支援の一環として、高校生以下の料金は据え置くとか、無料にするというやり方もあるのではないかとと思うのですが、この辺りの財政部の今後の見直しの考え方についてお考えがあればお示ししたいと思います。

○財政部長

ただいま委員から子育て世帯への支援ですとか人口対策の面での使用料の改定の視点がないかということでお話がありました。現状におきましても、体育施設ですとか一部の施設、中学生以下は無料ですとか、高校生は半額といったような形で一定の負担軽減を図っているところではあります。

財政部といたしましては、やはり、受益と負担のバランスが大切であるとも考えておりますので、基本的には現状ベースでということを考えております。ただ、委員のおっしゃられた視点、重要であるということも当然、認識しなければならないと考えております。

ただ、他の施策も含めまして、全体的に検討していく必要があるものと考えておりますので、こちらは後ほど十分検討してまいりたいと考えております。

○副委員長

自民党の質疑を終結いたします。

委員長席を委員長と交代いたします。

○委員長

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

みらいに移します。

○小池委員

◎市民と議員の懇談会での市Ｐ連からの要望等について

私から冒頭、先日5月30日に第1回市民と議員の懇談会が開催されまして、参加していただいた小樽市ＰＴＡ連合会の皆様から貴重な御意見をたくさんいただきました。その御意見の中で総務常任委員会に係る御意見がございましたので、代表して私が質問をさせていただきます。

まず一つ目は、廃校となっている小・中学校の跡利用を進めてほしいという御意見です。お答えください。

○（総合政策）企画政策室赤井主幹

学校跡利用は、まず公共施設としての利活用の可否を検討し、公共施設としての利活用の見込みがなければ民間活用を検討するという事となっております。

現在、市内で跡利用方針が決まっていない学校は、旧塩谷中学校、旧末広中学校、旧北山中学校、旧松ヶ枝中学校、旧豊倉小学校、旧忍路中学校の6校となっております。このうち、旧塩谷中学校、旧末広中学校、旧北山中学校の3校につきましては、民間活用に向けた市場調査を実施しておりますが、採用に至る案がなく、その後の方針を検討中となっております。旧松ヶ枝中学校、旧豊倉小学校、旧忍路中学校は、まだ公共施設としての活用の可能性について検討する段階となっております。

ほとんどの校舎が耐震化をされていないほか、用途地域の制限などの課題がございますが、各学校の状況を勘案しながら、順次、跡利用の方針を決定していきたいと考えております。

○小池委員

もう一つの御意見ですが、通級指導教室がない学校への教員配置や支援を受けやすい環境を整備してほしいという御意見でした。お答えください。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

通級による指導を行う学級への教員の配置につきましては、道教委の教職員定数加配の考え方に基づき、通級による指導を受ける児童・生徒が13名につき、教員1名を配置することができることとなっており、本市においては、通級による指導を受ける児童・生徒数の推移や学校の環境を考慮して配置を検討しております。

通級による指導を行う学級が設置されていない学校の児童・生徒につきましては、現在、他校の通級指導教室に通級して、担当教員が個別の指導を行っているところでございます。

通級による指導を行う学級を設置する際には、教員1名の配置では、その教員がいないときに児童・生徒への個別の対応ができないことから、複数名による教員配置をしているところでございます。

今後の通級による指導を行う教員の配置につきましては、通級による指導を受ける児童・生徒数の推移や学校の環境を踏まえ、総合的に検討してまいりたいと考えております。

○小池委員

それでもう一つは、教員の不足している状態が不安である、退職校長がボランティアで学校に来ることはできな

いだろうかという御意見だったのですが、先日、同様の質問が議会で行ったので省略させていただきたいと思います。この件に関して御答弁をありがとうございました。

◎官民連携について

官民連携についてお聞きいたします。

まず、国においては、社会的課題の解決の担い手として、既存企業やスタートアップ、大学、NPO等の多様な民間が公的役割を担える社会を実現していくことを掲げ、その実現に向けては、官はこれまで以上に、民の力を最大限に引き出すべく行動することで、社会的課題の解決に民の力を大いに発揮してもらいながら、官と民がそれぞれ自らの役割を果たすことが必要であると示しております。

一方、本市では新総合体育館の事業手法において検討されておりますPPP／PFI手法のような公共事業における民間活力の導入以外にも様々な民間事業者との包括連携やパートナーシップ協定、また、おたる潮まつりや小樽雪あかりの路などのイベント等で民間事業者と連携をされておりますが、今後さらに地域や行政課題など社会的課題の解決に向けて官民連携の取組を強化すべきと考えます。

そこで質問させていただきます。

今年度から、本市では総合政策部が設置され、その中に官民連携室が新設されています。新設された目的についてお聞かせください。

○（総合政策）官民連携室布主幹

官民連携室新設の理由、目的についてなのですが、社会情勢の変化に伴い行政ニーズやそれに伴う行政課題が複雑化している中で、その解決のため民間活力を生かしたと取組を実施するに当たって、民間企業、事業者等とのパイプ役として庁内横断的な調整を専門的に行うため設置したものでございます。

○小池委員

大体、国の趣旨と同じだと思います。

官民連携室はプロジェクト、ふるさと納税、地域公共交通の三つに分かれていますが、そのうちプロジェクトとは具体的にどのような業務を行うのか、お示してください。

○（総合政策）官民連携室布主幹

プロジェクト担当の業務でございますが、これまで企画政策室が担ってきた民間企業、大学、団体との包括連携協定の締結と連携事業の調整ですとか進捗管理のほかに複数分野にまたがる取組など、庁内の組織横断的な連携が必要な事案について、我々プロジェクト担当を通じて庁内外でのコミュニケーションを図りながら、課題の共有ですとか相互理解を深めることも担当業務として考えております。

○小池委員

官民連携室が新設され各部署の職員の方は今後どのように関わっていくのか、何を官民連携室でされるのか、この間、各部の職員と話しましたが、あまり理解されている方が多くなかったと感じました。

現在、各部署においても様々な官民連携の取組、事業があり、また、部署をまたいだ事業もあると思いますが、新設された官民連携室とは、それぞれどのような関わり方になるのか、お聞かせください。

また、各部署に業務内容を分かりやすく周知する必要があると思いますが、見解をお示してください。

○（総合政策）官民連携室布主幹

特に複数分野にまたがる取組については、庁内においても組織横断的な連携が必要な事案でございますので、プロジェクト担当を通じて庁内外でのコミュニケーションを取りながら、課題の共有や相互理解を深めてまいりたいと考えております。

庁内周知につきましては、庁内会議では示しておりますけれども、今後も官民連携室の業務ですとか立ち位置の周知に努めてまいりたいと考えております。

○小池委員

またがることで、なかなか分かりづらい部分もあると思いますので、よろしくお願いします。

官民連携室が新設されたことにより、行政側と民間事業者は、それぞれこれまでとどのような変化があるのか、お聞かせください。

○（総合政策）官民連携室布主幹

設置されたのが今年度でございますので、変化についてはこれからと考えておりますけれども、行政の限られた資源を効率的・有効的に活用するため、民間のノウハウを生かした行政運営につなげてまいりたいと考えているところでございます。

○小池委員

今のところまだ変化はしていないということです。

本市が目指す官民連携の目的、また基本的な考え方についてお示しください。

○（総合政策）官民連携室布主幹

まず、基本的な考えでございますけれども、地域課題が複雑化・高度化する中で、官民活力の導入による行政コストの最適化ですとか、業務効率の見直しなど、民間の創意工夫や新たな仕組みを生かした課題解決に向けて、民間事業者からの提案を調整し連携を促進することであると考えております。

○小池委員

札幌市においては、官民連携において行政と民間事業者が連携して取り組む全ての手法に共通する基本的な考え方を整理することや、民間事業者との連携に意欲的に挑戦していくために必要な職員としての行動方針や判断基準を示すために官民連携指針を策定されており、とても分かりやすくまとめられております。

他都市の指針を参考に質問させていただきますが、まず、官民連携において本市に関連する計画があればお聞かせください。

○（総合政策）官民連携室布主幹

まず、官民連携の取組の位置づけでございますけれども、第7次小樽市総合計画には、市政運営の基本姿勢というものがございます。その中に、民間企業や大学等の連携というものが位置づけられております。

○小池委員

他都市においても官民連携において課題があったことから指針を策定されておりますが、本市においては官民連携の取組でどのような課題があるとお考えか、お示しください。

○（総合政策）官民連携室布主幹

各部署がおのおので官民連携に取り組んでいる状況でございますが、その部署のみで対応が完結しない案件が多い状況で組織間調整を行う体制が十分でないことですとか、民間事業者から提案された連携の取組と行政の課題意識のミスマッチ、取組を実施する場合の庁内の業務負担や財源の確保といった課題があると考えております。

○小池委員

他都市とそんなに変わらないのかと思います。

東京都世田谷区の官民連携指針の中で課題とされているのは、官民連携の考え方や方向性が不明瞭、民間企業等からの提案受付の窓口の不在や事務手続など実施までのプロセスの不明確さ、所属をまたがる提案の対応など様々な課題があると示されています。

これらの課題に対し、本市に置き換えた場合の見解をお示しください。

○（総合政策）官民連携室布主幹

今、御指摘いただきました課題につきましては、まず、行政とのミスマッチを防ぐために民間事業者とのコミュニケーション、対話が非常に重要であると考えております。そこを丁寧に行うことが重要だと今のところ考えてお

ります。

○小池委員

私の質問の意図は、東京都世田谷区ではこういった課題があるということだったのですけれども、民間事業者からの提案受付の窓口の不在というのは、では、小樽市にはあるのかということになってしまうのです。あと、事務手続など実施までのプロセスの不明確さというのは、では、小樽市は明確ではないということなのかといったことを置き換えて質問させていただいたのですけれども、お答えできますか。

○（総合政策）官民連携室布主幹

まず、窓口ということでございますが、基本的には各部でこれまでの関連性ですとか、提案の内容が各部で行っている事業とすぐマッチするということであれば、まず、各部で対応していただいて、庁内横断的な調整が必要であるということであれば、今まで企画政策室が行っていましたが、それを今後、官民連携室が行うというスタンスでございます。

○小池委員

官民連携室ができたことによって、そのような効果があるということです。

本市の行政課題に対し、何か取組をされているのかお聞かせください。

また、その課題解決に向け、取り組む部署は官民連携室になりますか。

また、民間事業者からの提案に対し、窓口はどこになりますか。

○（総合政策）官民連携室布主幹

まず、官民連携の取組はあるのかということですが、官民連携の取組の定義づけをしていないのですが、まず、包括連携の協定を締結している事業者の取組が当たるかと思っています。例えば、地域活性化のためのイベントの協賛ですとか災害時における防災についての連携、市民の健康維持といった取組が官民連携の取組としては挙げられるのかと考えております。

あと、行政課題に向けて取組を行う部署は官民連携室なのかという答えなのですが、行政課題については横断的な課題、例えば、人口減少や子育て環境といった全庁的に取り組まなければいけないものは全庁的に取り組んで、個別の行政課題については各部で対応するのかと思っています。

あと、民間事業者からの提案の窓口は先ほども御答弁しましたが、これまでの関係性、あと提案内容がはっきりしている場合は各部で対応、明らかに横断的な案件で調整が必要な場合は官民連携室が調整をするというような窓口になるかと思います。

○小池委員

札幌市の指針では、「社会課題が複雑化・高度化する中で、民間活力の導入による行政コストの最適化、業務の効率化のみならず、民間の創意工夫やイノベーションを活かした課題解決が重要となっています。」と示されております。

この中で本市の官民連携の取組で、行政コストの最適化、業務効率化された事業はあるのか、お聞かせください。

○（総合政策）官民連携室布主幹

先ほどの御質問でございました本市の行政課題の解決に対しての官民連携の取組と、今、御質問にありました行政の効率化、コストの最適化の取組、同じ部分もありまして繰り返して恐縮なのですが、包括連携を協定している事業者の取組といったものが結果的には行政の効率化だとか、コストの最適化につながるような取組に結びつくものであると考えております。

○小池委員

札幌市の官民連携指針を策定された理由の一つとして、これまでは行政主導の官民連携が多かったことから、官民共創による新たな官民連携に取り組むために策定されています。

では、本市の官民連携の取組においては、このような官民共創の取組はされているのか、お聞かせください。

○（総合政策）官民連携室布主幹

札幌市の指針を確認させていただきましたが、官民共創に当たるような事業は今のところはないかと思っております。

ただ、私どもが担当している旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の活用については、今後の進め方によってそうなる可能性もあるのではと考えているところでございます。

○小池委員

他都市の指針を見ると、官民連携と似たような言葉で公民連携という言葉を使っている都市もあるようですが、官民連携と公民連携の違いについて見解をお示しください。

○（総合政策）官民連携室布主幹

一般的なお話ということでお話をさせていただきますと、公民連携は民間主導で公共サービスを提供するスキームで、官民連携は行政と民間が行政主導の下、公共サービスを提供するスキームであると確認しておりますが、小樽市では両者の違いを定義したり、あまり意識はしていないのかというところの状況でございます。

○小池委員

そうであれば、次の質問がなかなか難しいのかと思うのですが、では、本市の公民連携における事業はどのような事業があるのかお聞かせくださいということですが、お答えいただけますか。

○（総合政策）官民連携室布主幹

公民連携ということで、市の主体の事業ではないかもしれませんが、民間企業がCSRの観点で、社会貢献ということで、例えば、まちの美化活動だとか、自動販売機に避難情報などを表示してくれていることがあると思いますが、そういったものが公民連携の事案につながるのではないかと思います。

○小池委員

では、官民連携によるメリット、また、デメリットがあればお聞かせください。

○（総合政策）官民連携室布主幹

まず、メリット、デメリットでございますけれども、デメリットは特にないかと思っております。

あと、メリットは、市民生活の質の向上、こういったものに資する課題解決の効果を期待できると考えております。

○小池委員

これまで、官民連携について質問させていただきましたが、本市の行政課題の解決、まちづくりを進める上でも、官民連携を強化する必要性は高く、他都市同様に指針を策定する必要性があると考えますが、見解をお示しください。

○（総合政策）官民連携室布主幹

本市におきましては、官民連携室も新設されたばかりということもございまして、今のところそういった指針は策定しておりませんが、今後、我々が取組を進めていく中で策定の必要性について判断してまいりたいと考えております。

○小池委員

せっかく官民連携室ができたので、どんどん進めていただきたいのですが、先ほど官民連携において行政コストの最適化、業務効率化についてもお聞きしまして、お答えいただきました。官民連携の取組で職員の業務が軽減されるのであれば、どんどん私は進めるべきだと思います。

今回、この質問をさせていただこうと思ったきっかけは、私の活動の中でごみ拾いをしているのですが、それを今まではビーチクリーンということで海水浴場をやっていたのを、今回はおたる潮まつりの次の日に小樽市

総合博物館の駐車場やホームセンターの近辺で、このごみ拾いは毎年、産業港湾部の方がごみ拾いされているというのを聞いたので、そこをごみ拾いのイベントにしまして、おたる潮まつりの次の日にやることになりました。

これは、ごみ拾いをする市外の団体をお願いして開催させていただくのですが、そういった民間団体との協力によって、職員皆様の仕事の軽減につながるということは、すごくいいことだと思いますので、今回、質問させていただいたのですが、そういった意味でも官民連携の取組を各部署に広げていただきたいと思うのですが、見解をお示してください。

○（総合政策）官民連携室布主幹

本市も人口減少ですとか少子高齢化により、まちづくりという観点でも言えば、担い手の不足も懸念されておりますので、庁内外でのコミュニケーションを図りながら、委員の御指摘のそういったイベントを通じて、課題の共有ですとか、相互理解を深めるといったことが重要であると考えているところでございます。

○小池委員

あと、イベントや大会等の事業においては共催・協力・後援などがありますが、本市はどのようにそれを捉えて、どのような対応をされているのか、お聞かせください。

○（総務）秘書課長

私からは、後援についてお答えさせていただきます。

イベントの実施に当たって用いられる後援という用語につきましては、小樽市後援の承認等に関する要綱の第2条において定義しておりまして、「「後援」とは、事業の趣旨に賛同し、その開催を名義使用及び市民への周知の協力等により援助することをいい、金銭の支援は行わないものとする。」としております。

本市の対応としましては、名義使用、イベントのポスターやチラシなどへ後援小樽市という文言を使用することを承認しますとともに、市民への周知の協力等としまして、主催者から周知依頼があった際には、庁舎におけるポスターの掲示ですとか、チラシの設置を通してイベントの周知を援助することとしております。

○（総合政策）官民連携室布主幹

私からは共催・協力につきまして御説明をさせていただきます。

市として特段の定義というのはないのですが、共催の場合は市も共同主催者でありますので、先ほど後援で述べさせていただいた協力等以外にも、例えば人的だとか財政的な支援も伴う場合もあると考えております。

あと、協力につきましては、広く一般的には労力や知識などを提供するようなくくりになると考えております。

○小池委員

共催・協力はあまり定義がなく、後援に関してはあるということだったのですが、その後援に関して、依頼があったら周知していただけるということだったのですが、私もそういった後援の依頼をするときにお手伝いをしたことがあって、ポスターの提示のお願いやチラシの配布などを民間事業者からお願いして、対応はされていると思うのですが、行政側から何か協力できることはありませんかとか、民間事業者に対して声かけはあまりされていないように思います。

今あったように、依頼があったらやるということだったと思うのですが、行政側からも民間事業者に対して協力体制の意思を示すことが官民連携で重要だと思っており、そのような対応は必要と考えますが、見解をお示してください。

○（総合政策）官民連携室布主幹

先ほど官民連携の課題の部分でもお話をさせていただいたのですが、全体で必要になってくるのが、やはり、コミュニケーション、民間事業者との対話ということが非常に重要になってくると思います。そこを丁寧に行っていくことは必要になるので、きっちりと取り組んでいかなければいけないところなのかと考えております。

○小池委員

以上で質問は終わりなのですが、この東京都世田谷区とか札幌市の指針の中で、協力体制が見えないと逆に反発が起きるといったことも、印象が悪くなって関係が悪くなるということもありますので、そこは、先ほどデメリットがないと言いましたけれども、そういった部分ではもしかしたらデメリットになってしまうのかと思います。

官民連携室ができましたので、各部のいろいろな職員の方も官民連携室に頼る部分もあると思いますし、今まで少し分かりづらかった部分を官民連携室が担っていただけるということもあると思いますので、ぜひ今後、強化していただきたいと思って質問を終わります。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○松井委員

◎議案第5号小樽市自治基本条例の一部を改正する条例案について

初めに、お聞きしたいのは議案第5号です。

小樽市自治基本条例、行政運営の第20条第1項に、「市は、最少の資源で最大の効果を発揮するなどの経営の視点を取り入れ、計画的な行政運営に努めます。」ということが追記されました。

最少の資源で最大の効果を発揮するなどの経営視点というのは、どういうことでしょうか。

○（総合政策）企画政策室赤井主幹

最少の資源で最大の効果を発揮するなどの経営の視点を取り入れるということにつきましては、人口減少や少子高齢化が進む中で、限られた財源と職員で複雑多様化する課題に対応し持続可能なまちづくりを行うために、効果・効率を重視した計画的な行政運営に努めるといった意味でございます。

○松井委員

その経営の視点が行政運営の最初に入ったということは、経営の視点が行政運営にとって一番大事だという位置づけになるのでしょうか。

○（総合政策）企画政策室赤井主幹

第20条第1項に入れた理由としましては、既に小樽市総合計画には行政運営を経営と考える旨の記載があること、そして、条例の構成上、経営の視点を含めて計画的な行政運営に努めるという基本的な考えの下、その実行手段として総合計画を策定するという並びがよいと判断をしたものでございます。

○松井委員

地方自治法第1条には、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として」ということが明確化されています。

この経営の視点で福祉の増進というのは、できないのではないかと考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○（総合政策）企画政策室赤井主幹

経営の視点を取り入れることは、効果や効率を重視した計画的な行政運営に努めるという趣旨でありますので、住民の福祉の増進が、まさにこの効果であると考えているところでございます。

○松井委員

今、コストを理由に高齢者の憩いの場となっている小樽市総合福祉センターのお風呂をなくすというようなこと

も言われています。経営の視点をあえて条例に書き込むということ自体が、地方自治になじまないのではないかと思いますし、ますます福祉の切捨てにつながる方向になるのではないかと私は危惧しています。

◎議案第6号小樽市税条例の一部を改正する条例案について

次に、議案第6号です。

都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業とは、どういう事業でしょうか。

○（財政）資産税課長

この事業についてでございますけれども、都市再生特別措置法というのは、都市機能の高度化、都市の住居環境の向上、都市の防災機能の確保を図るために平成14年に制定されましたが、本件、特例措置に関するものとしては、国は「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出によるまちの魅力向上、活性化を図ることを推進しており、一体型滞在快適性等向上事業というのは、例えば、市町村が車道を狭めて歩道部分を拡張するという整備を行う場合に合わせて、隣接する土地の所有者が、その隣地を誰もが利用できるオープンスペースとして整備するというような事業であり、こういう場合に整備したものに關する固定資産税・都市計画税を5年間減額するということになってございます。

なお、これまで地方税法では減額率は2分の1と固定されておりましたけれども、令和6年度税制改正により、市町村が2分の1を参酌、標準として3分の1から3分の2の範囲内において条例で定めるということになったことによる条例改正案でございます。

○松井委員

その事業で整備される施設などの固定資産税を2分の1にするということですね。

住民を置き去りに、この開発が進められるのではないかとという危惧がされるのです。事業計画は地域住民の方または商店街の意向というのは反映されるのでしょうか。

○（財政）資産税課長

現在、小樽市での計画はないと聞いてございますが、もし計画を策定するに当たっては、地元商店街や地域住民への説明や意見交換などが行われるものと考えてございます。

○松井委員

意見交換はできるのではないかとという話なのですが、そうはいつでも、やはり、開発事業者の計画のままに進められるのが実際ではないかとも思います。そのような事業ができるというのは、大手に限られるのではないかと思いますし、特定の大手開発事業者を優遇する事業ということになると思いますけれども、この辺はいかがでしょうか。

○（財政）資産税課長

今回の減税の特例措置の対象事業者についてなのですが、土地の所有者などという規定でございまして、例えば、一定規模の企業や大企業というものでなければならないという制限というのはないので、大企業優先の特例措置とは考えてございません。

○松井委員

制限はないにしても、そういう事業ができるということは、やはり、大手企業という、なかなか中小にはできないことではないかとも思います。本来、都市計画法で規制されている規制も緩和して、税も優遇してということになれば、大手企業に偏った優遇規定なのではないかとも思います。

◎議案第9号小樽市重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例の一部を改正する条例案について

次に、議案第9号です。

旧日本郵船株式会社小樽支店の管理を来年度から指定管理者に行わせるというものですけれども、現在の小樽市重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例の第3条を読んでください。

○（教育）総合博物館副館長

それでは、小樽市重要文化財日本郵船株式会社小樽支店条例の改正前の第3条を読ませていただきます。

管理運営といたしまして、「第3条 旧日本郵船の管理運営については、その建物の歴史的文化的価値にかんがみ、その保存が適切に行われるように努めなければならない。」

○松井委員

では、改正案の第3条を読んでください。

○（教育）総合博物館副館長

それでは、改正後の条例ですが、指定管理者による管理といたしまして、「第3条 旧日本郵船の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、同項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）に行わせる。」となっております。

○松井委員

改正前にある、現在の運営についての規定が改正後では削除されているのですけれども、運営についてはどうなるのでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

旧日本郵船株式会社小樽支店は指定管理者制度を導入することにより、指定管理者が運営も行うこととなります。

○松井委員

指定管理者が運営も行うということは、これは規定に入っていますか。

○（教育）総合博物館副館長

規定の中にはあえて入ってはおりませんが、指定管理者という設定自体が管理運営を行うといった意味合いのものを持っていますので、あえて入れてはおりません。

○松井委員

旧規定で、「その建物の歴史的文化的価値にかんがみ、その保存が適切に行われるように努めなければならない。」の部分が、改正後の案では外されていますけれども、それはなぜでしょうか、規定しなくてもいいのでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

今回の指定管理者の選定に当たりましては、その選定の条件の中に、文化財等の管理実績が十分である事業者であることということが入っていることから、歴史的文化的価値は十分に守られるものと考えてございます。

○松井委員

旧規定にある損害賠償の条項で、第8条「建物、附属施設又は展示資料その他の備付品」となっていたのを、改正案では、「建物等」と簡略化されていますけれども、その理由は何でしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

この規定の改正につきましては、本市の他の指定管理者を導入している条例に倣い表現を統一したものにすぎません。

○松井委員

壁紙や建具、展示資料など、いろいろ貴重なものが「等」と一くくりにされたということで、それらが貴重な文化財だというイメージが薄れる気がしたものですから、お聞きしました。

では、今後、指定管理者が入館料を設定することはあり得ますでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

指定管理者制度の中には、一定の上限を設定した上で指定管理者が入館料を決める場合もありますが、今回においては、入館料に関しては条例に定められている額どおりとなっております。

○松井委員

よく分からなかったのですが、指定管理者が入館料を設定することはあり得ることなのでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

指定管理者制度の仕組みとしては、あり得ます。

繰り返しになりますが、今回におきましては、入館料に関しては条例に定めている額で、指定管理者が決めるものではなく、あくまでも市が決めるものとさせていただいております。

○松井委員

今回は定められていますが、今後、指定管理者が運営を行うとなった場合にあり得るのでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

今回、我々が導入しようとしている指定管理者制度の条件の下では、あくまでも我々が決めた金額で入館料は設定されることになります。

○教育部長

まさに今、御紹介したとおりが基本の考え方なのですが、指定管理者制度の中に利用料金制度というやり方がある、要するに今、この設定は入館料を指定管理者が受けたら、市に歳入として全部入館料を入れていただきます。

もっと別なやり方として、利用料金制度というのが、指定管理者が入館料を指定管理者の収入にできるという形の制度もあります。そうなってくると、私どもが委託料として払う金額を少し落とさせていただく形になるのですが、そういった制度の設定を将来的にしたとすれば、上限を条例で決めておいて、この範囲内で金額を設定できるという制度もありますという御説明をさせていただいております。

○松井委員

指定管理を指定する期間は5年以内となっています。その指定管理者が替わった場合に、今までのノウハウや経験はきちんと引き継がれるのでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

今回の指定管理者の募集に際しては、指定管理者が変更になった際のノウハウの引継ぎも、きちんと条件の中に入るようになりますので、万が一そのような場合になってもきっちりとノウハウの引継ぎはされることと考えております。

○松井委員

小樽の歴史を伝える貴重な文化財を管理運営するというわけですので、指定管理になっても専門的な知識を持った方を配置して、安定的な運営をすることが望ましいのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

今回の募集の要件の中に、文化財の管理実績が十分にある事業者といったものを条件に入れているほか、小樽市総合博物館の学芸員が適宜点検を行っておりますので、管理につきましては十分に行われるものと考えてございます。

○松井委員

文化財で稼ぐということに重点が置かれ過ぎると、文化財の保存が曖昧になったり毀損されたりという危険性が増えることにつながらないでしょうか、どうでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

稼ぐというのは、いろいろな意味があるとは思いますが、我々の意図していることは、文化財の活用という意味で申し上げているものでありまして、今回の指定管理者制度導入の目的につきましては、民間のノウハウを利用して広く活用することもあります、その前提といたしまして、国の重要文化財である旧日本郵船株式会社小樽支店を適切に管理して、後世に残していくことが重要であると考えております。そのため、施設の活用に当たっては、

小樽市総合博物館と連携しながら実施していくこととなります。

○松井委員

一般的に指定管理者制度というのは、公共サービスの効率化、そして、コスト削減を目指す仕組みです。そのために安上がりな雇用体制となったり、そういう可能性もありますので、小樽市の貴重な財産である重要文化財の管理に効率化や採算性というのを求めるのはふさわしくないと考えますので、指定管理者制度の導入には賛成できないと考えております。

◎消防について

次に、消防について伺います。

オタモイ支署蘭島支所の廃止ということが報告されています。今年度をもって蘭島支所を廃止ということで、令和3年2月に策定された小樽市公共施設長寿命化計画では、現施設を維持していくため第1期において長寿命化改修としますとなっています。どのような経緯で廃止の判断となったのか、お聞かせください。

○（消防）総務課長

小樽市公共施設長寿命化計画が策定された時点では、蘭島支所の廃止の判断をしておらず、既存の施設として改修の対象となったものでありますが、消防本部では、令和2年に策定された第3次小樽市消防長期構想において、蘭島支所の在り方を検討してきたことから、今年度に入り、改修予定の蘭島支所について廃止の判断に至ったものであります。

○松井委員

それで、来年3月にはなくすということなのですから、随分、急な話ではないかと思います。昭和33年から維持してきた消防署がなくなるということを地域の方がどう感じるかというところが大変気になります。

スケジュールでは7月から8月に住民説明会となっています。8月に説明会ということになれば、廃止までに約半年しかありません。一番先に住民に説明して意見を聞くべきではないのでしょうか。

○（消防）総務課長

住民説明会の開催時期につきましては、新年度に入り蘭島支所を廃止する判断に至ったことから、まず、直近で開催される当委員会で報告後に、速やかに開催する予定としたものであります。

○松井委員

それにしても順番が逆ではないかと思います。

小樽市自治基本条例第5条には、「市は、市民と情報の共有を図るため、まちづくりに関する必要な情報が生じた際は速やかに、分かりやすく市民へ提供するよう努めます。」と書いています。

自治基本条例に照らして進め方は乱暴だとは思いませんか。

○（消防）総務課長

市民の皆さんに提供する情報につきましては、消防本部として方向性が固まってから行うものと考えたことから、蘭島支所の廃止を判断した後に当委員会で報告し、速やかに住民説明会を開催して、情報提供など説明会において地域住民に丁寧な説明したいと考えております。

○松井委員

一日でも早く住民説明会を開いていただきたいと思いますが、その住民説明会では、単なる結果報告とはならないで、しっかり意見とか、住民の方の要望を聞くという姿勢で臨んでいただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○（消防）総務課長

住民説明会では、消防本部が蘭島支所を廃止する判断に至った経過について丁寧に説明し、住民からいただいた意見や要望については、可能な範囲で新しい体制に反映していきたいと考えております。

○松井委員

廃止の判断の要件について伺います。

トンネルができて、オタモイ支署から蘭島地区までの移動時間の短縮が図られたということなのですが、オタモイ支署から蘭島支所まで何分短縮になったのでしょうか。

○（消防）警防課長

蘭島支所とオタモイ支署の所要時間を消防車両で通常走行で計測したところ、1分19秒の短縮となっております。

○松井委員

緊急出動ということになった場合には、オタモイ支署から蘭島支所まで何分かかりますか。

○（消防）警防課長

オタモイ支署から出動した場合の所要時間は、おおむね10分となっております。

○松井委員

1分19秒短縮になったといってもオタモイ支署から蘭島支所まで10分かかるといことです。

蘭島支所があれば、地元の火災にすぐ駆けつけて、いち早く消火活動ができるわけですから、この短縮が蘭島支所を廃止する理由とはならないのではないのでしょうか。

○（消防）警防課長

オタモイ支署から蘭島地区への所要時間につきましては、おおむね10分となっておりますが、蘭島支所から蘭島地区の災害現場に到着するまでの所要時間につきましては、過去5年間の統計から、おおむね6分となっております。

これに伴いまして、蘭島支所の廃止に伴い、災害現場に消防車が最初に到着する時間は4分程度の増加と見込んでおりますが、蘭島支所廃止に伴いオタモイ支署には消防隊2隊、救急隊1隊の出動が可能な体制を取ることができ、火災の初動における放水口数の確保、負傷者の迅速な搬送など、消防隊や救急隊の連携による迅速な初動体制を構築できることから、蘭島地区の消防体制に大きな支障はないものと判断したところでございます。

○松井委員

防災行政無線についてお聞きます。

防災行政無線が整備されて避難情報の速やかな伝達が可能になったということになってはいますが、蘭島地域では、多くの世帯の方から何を言っているのか分からない、よく聞こえないという声が届いています。忍路でも同様だとお聞きしていますが、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本市は、地震津波発生時に必要な災害情報を受け取りにくい沿岸部の屋外に所在する方を主な対象に、防災行政無線（同報系の屋外拡声子局）のスピーカーの音声で災害情報を伝達することとしています。

屋外拡声子局から離れた場所や屋内など、直接スピーカーの音声聞き取りづらい場所に所在する方に向けては、Jアラートの内容を緊急速報メールで配信するほか、自動音声のテレホンサービスや登録制メールなど確認できるサービスを整備しております。

なお、各伝達手段の詳細は、昨年、各町内会等を通じて配布した令和5年度保存版防災啓発チラシでお知らせするとともに、今後も周知に努めてまいります。

○松井委員

その防災行政無線は何か所にありますか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

蘭島・忍路地区に配置した防災行政無線の屋外拡声子局につきましては、蘭島1丁目に2か所、忍路1丁目に1か所の計3機を配置しております。

○松井委員

消防団について伺います。

団員の推移をお聞かせいただきたいのですが、調べられる範囲で一番古い年の小樽市全体の条例定数と団員数、そして17分団と18分団の団員数をお示してください。

○（消防）中尾主幹

第17、18分団の団員数が分かる一番古い年である平成19年の小樽市消防団員の条例定数は606人、団員数は479人、第17分団は21人、第18分団は28人になります。

○松井委員

では、令和6年で同じ内容の数をお聞かせください。

○（消防）中尾主幹

令和6年4月1日現在の小樽市消防団員の条例定数は514人、団員数は299人、第17分団は11人、第18分団は13人になります。

○松井委員

今聞いた数字では、平成19年の充足率が79%で、令和6年は58%ということになります。かなり不足している状況だというのが分かります。17分団、18分団で言えば、この17年間で半数に減っているということです。

高齢化も大きな問題になっています。確保に尽力されているとは思いますが、団員が足りていないのは明らかです。仕事を持ちながら活動する団員にも負担が大きいのではないのでしょうか。

消防団活動の強化は厳しいと感じますが、いかがでしょうか。

○（消防）中尾主幹

消防団の充足率は、全市的に低下している状況ではありますが、消防団の機能強化や消防団員の負担軽減のため、車両の更新及び装備の軽量化を進めているところです。

消防団第17、18分団については、令和2年から消防隊と消防団の連携強化訓練を合計11回実施し、災害現状において十分な活動ができる能力を有すると認識しております。

○松井委員

この地区では、以前は長橋、蘭島、塩谷にあった三つの消防施設が2017年に二つに統合されました。さらにそれを一つにするということになりますけれども、今回、配置人数も4名減ります。広範な地区の移動は職員の方の負担増にもなるのではないのでしょうか。

○（消防）総務課長

配置人員の変更に係る日常の業務については、事務や業務を見直すなど効率化を図り対応したいと考えております。

また、火災などの現場活動においては、消防力を集約することにより連携が図られた部隊活動による火災や災害への対応が可能な消防体制となることから、円滑な部隊活動と職員の安全性が図られるものであります。

○松井委員

蘭島支所の消防車をオタモイ支署に集約したら、台数はどうなるのでしょうか。人員も減って消防車も減ったら、2か所で火災や救急出動という事態が起きた場合に、蘭島は後回しになるようなことになりませんか。

○（消防）警防課長

蘭島支所の廃止に伴いまして、配置している消防車両数は1台減ることとなりますが、蘭島地区を管轄するオタモイ支署における救急隊を含む消防部隊が運用する車両数に変更はございません。

消防本部では、蘭島地区に限らず、市内で複数の災害が発生した場合には、市内で待機している消防部隊を迅速に出動させるほか、災害の規模により非番等の職員を招集し出動させるなど、複数で発生している災害にも適切に

対応しているところです。

○松井委員

元日に起こった能登半島地震は、230人の方を超す命を奪い、生活や産業を根こそぎ壊しました。石川県珠洲市の消防団は人手も機材も十分ではなく、一緒に動けたのは数人だけ、自分たちでは助けられないと思い、消防署に電話をかけても一向につながらない状況だったと聞きます。専門家は、過疎地の消防力不足が露呈したと指摘しています。消防職員の増加こそ今、必要だと考えます。

そして、まちのことを考えても、消防署を廃止したら蘭島には小学校のほかには公的機関として駐在所しか残らないことになってしまいます。商店街はなくなる、消防署もなくなるということになれば、目に見える寂しいまちになってしまいます。地域の人の命と安全を守って、まちづくりを進める上でも、消防力の低下につながる蘭島支所の廃止には賛成できません。

次に、消防に関連してなのですが、ハラスメント防止についてお聞きします。

昨年3月に消防本部におけるパワーハラスメントについて報道発表がありました。その後、再発防止等について、ハラスメントなどについて、職員が相談しやすい体制の強化など何か取組が行われていることがあれば、お聞かせください。

○（消防）総務課長

ハラスメントの再発防止の取組といたしまして、報道発表後の令和5年4月に、ハラスメント等を撲滅するための消防長の意思を改めて明確化するために、小樽市消防本部ハラスメント防止宣言を発出するとともに、小樽市消防本部ハラスメント等防止対策推進本部を設置したところでございます。

それ以降の再発防止対策につきましては、消防の労働環境に詳しい外部講師による研修を全職員に実施するとともに、ハラスメント等通報制度の確立、ハラスメント相談窓口の再周知、職員自身が行うハラスメントのセルフチェックシートの導入を行いました。

ハラスメント等の相談通報の方法については、個人のパソコンやスマートフォンから他人に知られることなく相談できるものとしております。また、職員研修につきましては、全職員を対象とした研修のほかに、一般職、係長職、管理職に分けた階層別で実施したところでございます。

令和6年度も同様に、5月上旬にハラスメントセルフチェックを実施し、5月末に全ての消防職員を対象とした外部講師による職員研修を実施したところでございます。

今後においても、再発防止対策を進めていく予定でございます。

○松井委員

この間、いろいろ取組が行われているということをお聞きました。

こういう問題は、消防だけではありませんけれども、特に消防職員には組合組織が認められていませんし、階級による組織ということで厳格な上下関係があります。様々な要望について気軽に提案するというのが難しい環境であるということも想像できますので、その辺のところを上司の方が意識してくださることが重要かと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎平和事業について

次に、平和事業について伺います。

そもそも本市の平和事業を実施する目的について御説明をお願いいたします。

○（総務）総務課長

昭和57年に市議会において、核兵器廃絶平和都市宣言がなされたことを契機としまして、核兵器のない平和な世界の実現を目的とするとともに、戦争を経験した世代も高齢化し、戦火の記憶が薄れつつある中、戦争の悲惨さや平和の大切さを伝えていく目的で事業を行っております。

○松井委員

令和5年度の本市の平和事業について、内容をお聞かせください。

○（総務）総務課長

原爆のパネル・ポスター展を長崎屋と市役所本庁舎において、映画上映会を図書館で行うとともに、これらに合わせて核兵器禁止条約署名活動を実施しております。

○松井委員

今年度については、どういう予定になっていますか。

○（総務）総務課長

昨年度と同様の事業を行う予定でございます。

○松井委員

2015年の終戦70年の年には、派遣事業が行われたとお聞きしました。どんな内容だったのでしょうか。

○（総務）総務課長

こちらの事業につきましては、小樽青年会議所が主催しまして小樽市が共催として実施した事業です。その年に閉校を迎える色内小学校、北手宮小学校、手宮小学校、手宮西小学校の小学校5年生、6年生を対象に、平成27年8月8日から10日まで長崎県へ派遣したものでございます。

○松井委員

来年は終戦80年になります。何か考えていらっしゃいますでしょうか。

○（総務）総務課長

終戦80年ということでございますので、全国的にどのような事業が実施されるのか、また、市内の団体の動向を踏まえながら、今後、事業についての検討を行っていきたいと考えております。

○松井委員

これから検討ということですので、一つの例なのですけれども、フェリーの利用というのを考えてみるのはどうでしょうか。新日本海フェリーは小樽経済の柱ですし、子供たちに知ってもらう機会にもなります。フェリー内で平和についての学習をすることもできます。

この10年の間に核兵器禁止条約も発効されました。今こそ子供たちに核兵器のない平和な世界、この実現に向けた平和の教育が重要だと感じます。戦後50年、60年、70年と続いてきた平和の教育事業ですけれども、ぜひ80となる来年の平和事業をしっかり位置づけていただくことを検討していただきたいと思いますという要望をお伝えさせていただきます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後5時36分

再開 午後5時53分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○松井委員

日本共産党を代表して、議案第5号小樽市自治基本条例の一部を改正する条例案、議案第6号小樽市税条例の一

部を改正する条例案、議案第9号小樽市重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例の一部を改正する条例案は否決、議案第16号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第2号小樽市立塩谷小学校の存続方について及び陳情第5号小樽市立小中学校給食費の無料化方については採択を主張し、討論を行います。

議案第5号です。小樽市自治基本条例は、市民と議会と市が協働で豊かで活力ある地域社会の実現を図ることを目的としています。行政運営に最少の資源で最大の効果を発揮するなどの経営の視点を取り入れることをあえて条例に書き込むことは、住民の福祉の増進を基本とする地方自治体になじみません。福祉の切捨て促進につながりかねず、豊かで活力ある地域社会の実現からは離れると懸念します。

議案第6号です。都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業により整備された施設等の固定資産税及び都市計画税を2分の1にする特例については、特定の大手開発事業者を優遇し大規模開発事業を後押しする懸念があるため、賛成できません。

議案第9号です。旧日本郵船株式会社小樽支店の管理を指定管理者に行わせるというものです。指定管理者制度は、公共サービスの効率化と採算性を目指す仕組みです。もうけを出すために安上がりな雇用体制や利用料金の値上げ、公共サービスの低下などが懸念されます。指定の期限が来れば、そのたびに公募が行われ、サービスのノウハウや経験の継続性が維持されるのかも心配です。文化財で稼ぐことに重点が置かれ過ぎると、文化財の保存が曖昧になり、毀損させることにつながりかねないのではないかと危惧します。小樽市の貴重な財産である重要文化財の管理に効率化や採算性を求めることはふさわしくないと考えます。

議案第16号です。日本政府は5月にアメリカで行われた臨界前核実験に抗議をするどころか、容認、擁護する姿勢を取りました。核実験は核の新たな開発や性能維持のために行われるものです。日本政府にはアメリカの核戦争に縛られ核抑止力論にしがみつくのではなく、被爆国にふさわしい自主的外交こそ求められます。日本政府の政治的決断を後押ししていくためにも、地方から核兵器廃絶の世論を高めていくことが重要です。そのためにも、本条例案の制定が求められます。

陳情第2号です。塩谷小学校は、小規模校ならではの取組を地域と一緒にやっている学校であり、地域におけるコミュニティの核としても重要な存在です。塩谷小学校の存続は必要と考えます。

陳情第5号です。物価高騰が続いています。それに見合う賃上げが進まない状況の中、国民は大きな経済的負担を強いられています。子育て世帯の経済状況はさらに大変なものになっています。無償を基本とする教育の一環である学校給食は、国の予算で無償化を進めるべきですが、そうならない以上、まずは自治体として子育て世代を支援するべきと考えます。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、討論といたします。

○白川委員

公明党を代表し、陳情第2号小樽市立塩谷小学校の存続方については、継続審査を求めて討論を行います。

塩谷小学校の長橋小学校への統合をはじめとする小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画は見直しをすることで一時中断されております。

また、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画で、今後、塩谷エリアの市営住宅の建て替えが予定されていること。また、一部報道では、民間大型施設が塩谷エリアにオープンを予定されている情報があります。今後の環境の変化が見込まれるため、塩谷地域周辺の状況も見ながら改めて議論を行うことが必要と考えます。

以上の理由により、陳情第2号小樽市立塩谷小学校の存続方については、継続審査の態度を表明し、全ての委員の賛同を呼びかけて討論といたします。

○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第16号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

可否同数であります。

よって、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において本件に対する可否を裁決いたします。

本件につきましては、委員長は否決と裁決いたします。

次に、議案第5号、議案第6号及び議案第9号並びに陳情第2号及び陳情第5号について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査と、それぞれ決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告は承認と、陳情及び所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。